「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書（資料）

①　「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」検討委員会委員名簿

＊検討委員会（〇は委員長）

相澤　仁　　：大分大学　福祉健康科学部　教授
井上　寿美　：大阪大谷大学　教育学部　准教授
栄留　里美　：大分大学　福祉健康科学部　助教
島　玲志　　：大阪府福祉部　子ども室　家庭支援課　総括主査
定者　吉人　：弁護士・広島市要保護児童対策地域協議会　会長
田中　文子　：元子ども情報研究センター　所長
武本　久美子：子どもＮＰＯセンター福岡　常務理事
鳥海　直美　：四天王寺大学　人文社会学部　准教授
中村　みどり：Children's Views & Voices 副代表・ NPO 法人キーアセット　職員
農野　寛治　：大阪大谷大学　人間社会学部　教授
昇　慶一　　：常磐会学園大学　国際こども教育学部　専任講師
〇堀　正嗣　　：熊本学園大学　社会福祉学部　教授
前橋　信和　：関西学院大学　人間福祉学部　教授
山下　裕子　：子ども情報研究センター　事務局長
吉田　祐一郎：四天王寺大学　教育学部　講師
吉永　省三　：千里金蘭大学　生活科学部　客員教授

＊児童福祉審議会調査研究小委員会（〇は委員長）
島玲志・農野寛治・昇慶一・堀正嗣・〇前橋信和

＊子ども権利擁護機関調査研究小委員会（〇は委員長）
栄留里美・武本久美子・田中文子・堀正嗣・吉田祐一郎・〇吉永省三

＊子ども権利擁護システム構想小委員会（〇は委員長）
田中文子・〇堀正嗣・前橋信和・山下裕子・吉永省三

②参考文献

はじめに

久保田潤（2003）「規則は押しつけられるものではないはず」，「子どもが語る施設の暮らし」編集委員会編『子どもが語る施設の暮らし２』明石書店,99-110.
毎日新聞(2017)「厚労省、全国に第三者機関設置へ　子どもの権利、侵害監視」（毎日新聞 2017 年 6 月 23 日　東京朝刊）.
矢野雅章（2003）「「お父さんがもう少し長生きしてくれたら」，「子どもが語る施設の暮らし」編集委員会編『子どもが語る施設の暮らし２』明石書店,87-98.

第Ⅰ部　自治体が設置する子どもの権利擁護機関調査の結果と分析

荒牧重人 喜多明人ほか編（2012）『解説 子ども条例』三省堂.
荒牧重人・吉永省三ほか編著（2008）『子ども支援の相談・救済　子どもが安心して相談できる仕組みと活動』日本評論社.
荒牧重人・吉永省三ほか編著（2016）『子どもの相談・救済と子ども支援』日本評論社.
半田勝久（2003）「子どもオンブズにおける第三者性の法的構造－ノルウェー・日本の制度を手がかりとしてー」『子どもの相談・救済と子ども支援』日本評論社.
平野裕二（2001）「子どもオンブズパーソンの国際的動向－世界で増えつづける子どもオンブズパーソン」喜多明人・吉田恒雄ほか編『子どもオンブズパーソン：子どものＳＯＳを受け止めて』日本評論社.
平野裕二（2003）「世界各国の子どもの権利救済制度－国連子どもの権利委員会の議論から」『子どもの権利研究』日本評論社.
一場順子（2003）「日本における子どもの権利救済制度の現状と課題－東京都子どもの権利擁護委員会の実践活動からー」『子どもの相談・救済と子ども支援』日本評論社.
川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局編（1999-2002）『川西市子どもの人権オンブズパーソンハンドブック』川西市.
川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局編（2001）『ハンドブック　子どもの人権オンブズパーソン』明石書店.
川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局編（2001）『子どもオンブズ・レポート』
川西市.
川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局編（2017）『子どもオンブズ・レポート 2016』
川西市.
川崎市市民オンブズマン事務局編（1996）『川崎市市民オンブズマンハンドブック』
川崎市.
川崎市市民オンブズマン事務局編（2012）『川崎市人権オンブズパーソン 10 年のあゆみ人権が尊重される地域社会をめざして～』川崎市.

子どもの権利条約ＮＧＯレポート連絡会議編（2011）『子どもの権利条約からみた日本の子ども』現代人文社.
子どもの権利条約総合研究所編（2003）「特集　自治体子ども施策と子どもの権利」『子どもの権利研究』日本評論社.
子どもの権利条約総合研究所編（2004）「特集　子どもの意見表明・参加の権利」『子どもの権利研究』日本評論社.
子どもの権利条約総合研究所編（2005）「特集　これからの子どもと施策　なにを、どのように創るか」『子どもの権利研究』日本評論社.
子どもの権利条約総合研究所編（2006）「特集　子育ち・安心と子ども支援」『子どもの権利研究』日本評論社.
子どもの権利条約総合研究所編（2010）「特集Ⅰ　子どもの権利基本法の提言と子ども法制の転換」『子どもの権利研究』日本評論社.
喜多明人・荒牧重人ほか編著（2013）『子どもの権利　アジアと日本』三省堂.
喜多明人・荒牧重人ほか編著（2013）『子どもにやさしいまちづくり　第２集』日本評論社.
喜多明人・森田明美ほか編著（2009）『逐条解説　子どもの権利条約』日本評論社.
日本弁護士連合会編（1993）『子どもの権利条約と家族・福祉・教育・少年法　子どもたちの笑顔がみえますか　法的検討と提言』こうち書房.
吉永省三（2001）「川西市が取り組む子どもの人権オンブズパーソン」『子どもオンブズパーソン：子どものＳＯＳを受け止めて』日本評論社
吉永省三（2003）『子どものエンパワメントと子どもオンブズパーソン』明石書店
吉永省三（2014）「いじめ問題の解決イメージと学校・地域社会のアプローチ」『子どもの権利研究』日本評論社.
吉永省三（2015）「日本における子どもの相談・救済制度―子どもオンブズパーソンを中心に―」『子どもの権利研究』日本評論社.

第Ⅱ部　都道府県児童福祉審議会調査の結果と分析

福田公教（2001）『「都道府県児童福祉審議会の実態と今後の課題」－「児童福祉審議会の運営に関する調査」より－』「子ども家庭福祉学」創刊号, 19-28.
高橋重宏（2000）『子どもの権利擁護～神奈川県の新しい取り組み』中央法規出版.
津崎哲郎（1999）「児童相談所・都道府県児童福祉審議会の現場から」『世界の児童と母性』46, 18-21.
山縣文治（2005）『「児童福祉審議会に意見聴取に関する調査報告書」－地域における子ども家庭に関する相談支援体制の在り方に関する研究－』 平成 16 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）（H16－子ども－024）.

新しい社会的養育の在り方に関する検討会（2017）「新しい社会的養育ビジョン」厚生労働省.
荒木晋之介他（2015）「イギリス MCA 視察報告書（2015.4.19～26）」『日本弁護士連合会第58回人権擁護大会シンポジウム第２分科会基調報告書』
Ashley, C. Holton, L. Horan, H. and Wiffin ,J. (2006) The Family Group Conference Toolkit－a practical guide for setting up and running an FGC service ,FRG ,DfES and the WAG.
Coram Voice (2016) Visiting Advocacy (http://www.coramvoice.org.uk/professional-zone/visiting-advocacy,2016/03/04)
Dalrymple, J（＝2013, 平野裕二訳「子どもアドボカシーのジレンマと対処方法」堀正嗣編著『子どもアドボカシー実践講座』解放出版社, 36-51.
Department of Health(2002)National Standards for the Provision of Children's Advocacy Services, DoH Publications.（＝2009, 堀正嗣「子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準」, 堀正嗣・栄留里美(2009)『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』明石書店,65-192)
栄留里美（2011）「子どもアドボケイトの養成と提供」,堀正嗣編(2011)『イギリスの子どもアドボカシー　その政策と実践』明石書店,163-81.
栄留里美（2015）『社会的養護児童のアドボカシー―意見表明権の保障を目指して―』明石書店.
Faggot, R. (2012) Lesson Plan - Nothing About Us Without Us: Introducing Disabilities Studies (http://radfag.com/,2016.3.4)
Harris. A・S. Enfield (2003) Disability, Equality and Human Rights: A Training Manual for Development and Humanitarian Organizations（＝久野研二（2005)『障害者自身が指導する権利・平等と差別を学ぶ研修ガイド』明石書店).
堀正嗣編(2011)『イギリスの子どもアドボカシー　その政策と実践』明石書店
堀正嗣編著（2018)『独立子どもアドボカシ―サービスの構築に向けて―児童養護施設と障害児施設の子ども職員へのインタビュー調査から』解放出版.
堀正嗣・栄留里美(2009)『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』明石書店.
堀正嗣・子ども情報研究センター編著(2013)『子どもアドボカシー実践講座』解放出版社.
川島聡（2016）「差別解消法と雇用促進法における合理的配慮」川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮　対話を開く　対話が拓く』有斐閣, 39-67
厚生労働省社会保障審議会児童部会・新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会(2016)「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告」厚生労働省.
厚生労働省(2015)「児童養護施設入所児童等調査結果（平成 25 年 2 月 1 日現在)」平成 27 年 1 月 16 日.

厚生労働省・障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（2017）「第 10 回資料４　障害児入所施設に係る報酬・基準について」平成 29 年 9 月 9 日.
西倉実季・飯野由里子（2016）「障害法から普遍的理念へ」川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮　対話を開く　対話が拓く』有斐閣, 195-207.
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会（2016）『地域子育て支援拠点事業に関するアンケート調査 2015 地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書』.
NYAS（2016）Accredited Advocacy Training
(https://www.nyas.net/training/accredited-advocacy-training,2016.3.4)
Orford,J.(1992) Community Psychology: Theory and Practice .John Wiley and Sons (=1997,=山本和郎監訳『コミュニティ心理学 ： 理論と実践』ミネルヴァ書房.)
大阪産婦人科医会（2016）「平成 28 年調査結果について」
（http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3964/00098618/tyousakekka.pdf.）
井上寿美・笹倉千佳弘（2015）『子どもを育てない親、親が育てない子ども―妊婦健診を受けなかった母親と子どもへの支援』生活書院.
井上寿美・笹倉千佳弘（2018）「児童養護施設における里親支援の実態－児童養護施設里親支援担当　職員の語りをとおして―」『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』8, 1-24
せたがやチャイルドライン(2015)「“聴く力”を育てる講座――子どもの気持ち、届いていますか？」
(http://blog.canpan.info/setagaya-cl/img/2015E585ACE9968BE8AC9BE5BAA7E38381E383A9E382B7.pdf,2016.3.4)
社会福祉法人慈愛会婦人保護施設慈愛寮（2013）『事業報告書』.
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2017）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第 13 次報告』
社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ（2016）『被措置児童等虐待事例の分析に関する報告』.
湘南ふくしネットワークオンブズマン（年不明）「湘南ふくしネットワークオンブズマン活動宣言」(http://www.npo-snet.com/sengen/sengen.htm,2017/06/01)
髙山直樹（2015）「意思決定支援と権利擁護」『ソーシャルワーク』164, 28-34.
Voice （2010）INITIAL AGREEMENT
全国里親委託等推進委員会（2016）『調査報告書』.

③　自治体が設置する権利擁護機関アンケート調査票

自治体が設置する子どもの権利擁護機関に関するアンケート調査票

１．法制度上の枠組みについておたずねします。

①　貴自治体が条例による附属機関として設置している**子どもの権利擁護のための公的第三者機関**（以下「貴自治体の子どもの権利擁護機関」といいます。）の正式名称（子どもに親しみやすいよう通称名を用いている場合は通称名も）と設置年月日をおしえてください。

正式名称 通称名（ある場合）	設置年月日

②　その条例の名称と制定年月日、施行年月日をおしえてください。

名称	制定年月日
	施行年月日

③　その条例の中で明示して、子どもの権利擁護の基盤や機関設置の根拠として位置づけている法や憲章は、次のうちどれですか。該当するものすべてにチェックを入れてください。

□日本国憲法　□児童福祉法　□児童憲章　□児童虐待の防止に関する法律
□教育基本法　□少子化社会対策基本法　　□次世代育成支援対策推進法
□子ども・若者育成支援推進法　　□子どもの貧困対策の推進に関する法律
□いじめ防止対策推進法　　□教育機会確保法
□児童の権利に関する条約　　□その他（　　）

④　貴自治体の子どもの権利擁護機関の条例上の位置づけは、次のどれですか。該当するものひとつにチェックを入れてください。

□首長の附属機関　□教育委員会の附属機関　□首長・教育委員会共同の附属機関
□その他(　　)

⑤　条例が定めている貴自治体の子どもの権利擁護機関の職務や責務、権能等について、次のうち該当するものすべてにチェックを入れてください。

□相談対応　　□調整活動
□申立てを受けての調査　　□自己発意による調査
□是正等の勧告や意見表明　　□制度改善等の意見表明や提言
□独自判断による案件の報道機関等への公表
□設置者に対する年次的報告　→　□報告書の提出が義務付けられている
□広く市民等に対する年次的報告　→　□報告会の開催が義務付けられている
□条例や当該機関に関する広報や啓発の活動
□子どもの権利に関する広報や啓発、教育等の活動
□その他(　　)

⑥　貴自治体の子どもの権利擁護機関の活動等に関して、貴自治体や首長、職員や教職員等に対して、条例が明示して課している義務や責務はありますか。該当するほうにチェックを入れてください。

□ある　　□ない
→「ある」場合、どのような義務や責務ですか?

２．機関の委員・職員の構成等についておたずねします。

① 貴自治体の子どもの権利擁護機関の構成員のうち、条例が定める附属機関の委員の名称と人数、1ヵ月１人当たり平均的な出務回数（日数）をおしえてください。

委員の名称	
人数 人	1ヵ月１人当たり出務回数（日数） 回／日

② 貴自治体の子どもの権利擁護機関の事務局が置かれている部課等の名称と、実質的な担当職員の人数と職名（肩書き）をおしえてください。

部課等の名称	
実質的な事務局担当職員の人数	担当職員の職名（肩書き）

③ 貴自治体の子どもの権利擁護機関の構成員のうち、附属機関の委員のスタッフとして配置されている職員（事務局担当職員を除く）の職名と人数、週１人当たりの勤務日数（勤務時間)、その主たる役割（職務）と雇用形態をおしえてください。

附属機関の委員のスタッフとして配置されている職員（事務局担当職員を除く）の職名	
その人数 人	週１人当たりの勤務日数（または勤務時間） 日／時間
主たる役割（職務）：該当するものすべてにチェックを入れてください。 □相談対応　□調整活動　□調査活動　□広報活動 □その他（　　）	
雇用形態：該当するものすべてにチェックを入れてください。 □正規職員　□嘱託職員（任期あり）　□アルバイト職員（任期あり） □その他（　　）	

３．機関の立地、子ども向け広報、会議、予算についておたずねします。

① 貴自治体の子どもの権利擁護機関の事務所の立地は、次のどれに該当しますか。該当するものすべてにチェックを入れてください。

□役所外に独自に事務所を置いて、事務局担当職員とその他スタッフが常駐
□役所内の一室に事務所を置いて、事務局担当職員とその他スタッフが常駐
□独自の事務所は置かず、事務局を担当する部課の事務スペース内で対応
□その他（ ）

② 貴自治体の子どもの権利擁護機関は、相談対応スタッフを配置した専用の相談室や相談スペースを設置していますか。該当するものにチェックを入れてください。

□事務所内に常設 □事務所外に常設 □事務所内にも事務所外にも常設
□専用の相談室や相談スペースは常設せず、必要に応じて公共施設等で開設
□その他（ ）

③ 貴自治体の子どもの権利擁護機関では、子どもに対する広報等をどのように行っていますか。該当するものすべてにチェックを入れてください。

□子ども向けの広報媒体を作成して学校等で定期的に配布している。
□機関の委員やスタッフが学校等を訪問して子どもたちに広報活動を行っている。
□児童館や青少年センター等の公共施設で掲示したり配布物を置いたりしている。
□機関のホームページを子どもが見てもわかるように工夫して情報発信している。
□その他（ ）

④ 貴自治体の子どもの権利擁護機関の会議について、該当するものにチェックを入れてください。そのうえで、関連する問いにお答えください。

□附属機関としての合議を行うための、原則公開の会議を定期的にもつている
→年間で、何回程度ですか？ 年間（ ）回程度
□上記の会議とは別に、子どもの権利擁護機関として、対応が必要な案件等について検討し合うための、原則非公開のケース会議等を定期的にもつている。
→月間で、何回程度ですか？ 月間（ ）回程度

⑤ 貴自治体の子どもの権利擁護機関の本年度、昨年度、一昨年度の予算総額と、そのうちに占める人件費（概算で結構です）について、おしえてください。

	予算総額	そのうちの人件費
2017（平成 29）年度		

2016（平成 28）年度		
2015（平成 27）年度		

４．機関の活動状況についておたずねします。

①　貴自治体の子どもの権利擁護機関が、昨年度に受け付けた相談の延べ件数と実件数（案件数）について、おしえてください。

	相談の延べ件数	実件数（案件数）
2016（平成 28）年度	件	件

②　上記①の「相談の延べ件数」の内訳について、子ども、保護者、その他のおとな、に分類したときの、それぞれの比率（概数でも結構です）をおしえてください。

	子どもからの相談	保護者からの相談	その他のおとなから
2016（平成 28）年度	%	%	%

③　上記②の「子どもからの相談」の主訴として多いものを上位３つまで、次の各項目から選んでチェックを入れてください。

□不登校　□学校園所での子ども同士の関係　□学校園所や教員・職員との関係
□家族関係の悩み　□地域社会の苦情や不満　□行政への苦情や不満
□進路問題　□経済問題　□福祉サービスの利用　□その他（　　）

④　上記②の「おとなからの相談（保護者から＋その他のおとなから）」の主訴として多いものを上位３つまで、次の各項目から選んでチェックを入れてください。

□不登校　□学校園所での子ども同士の関係　□学校園所や教員・職員との関係
□家族関係や子育ての悩み　□地域社会の苦情や不満　□行政への苦情や不満
□進路問題　□経済問題　□福祉サービスの利用　□その他（　　）

⑤　貴自治体の子どもの権利擁護機関では、現在どのような相談受付の方法を実施していますか。次のうち該当するものすべてにチェックを入れてください。

□電話での相談　□来所による面談での相談　□訪問による面談での相談
□メールでの相談　□ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した相談
□機関ホームページ上での相談　□手紙での相談　□ファックスを利用した相談
□その他（　　）

⑥　貴自治体の子どもの権利擁護機関が、昨年度に実施した調整活動（上記の相談とは別に、子どもの権利擁護のために関係者や関係機関に対して行った何らかの調整的な活動）の延べ件数と実件数（案件数）について、おしえてください。

	調整活動の延べ件数	実件数（案件数）
2016（平成 28）年度	件	件

⑦　貴自治体の子どもの権利擁護機関が、設置後現在までに実施した調査活動（申立てまたは自己発意により条例上の権限を行使する活動）の延べ案件数（年度ごとの案件数の合計）と実案件数（現在までに扱った案件数）について、おしえてください。

設置～現在の年数	延べ案件数	実案件数
年　　ヵ月	件	件

⑧　貴自治体の子どもの権利擁護機関は、要対協（要保護児童対策地域協議会）とは、どのような関係にありますか。次のうち該当するものひとつにチェックを入れてください。

□要対協の構成員として参加している。　□要対協から求めがあれば参加する。
□公的第三者機関の独立性の観点から、原則として要対協には参加しない。
□協議には参加しないが、案件をめぐる調整的なかかわりをもつことはある。
□その他（　　）

⑨　貴自治体の子どもの権利擁護機関は、家児相（家庭児童相談）とは、どのような関係にありますか。次のうち該当するものすべてにチェックを入れてください。

□相談や苦情、申立て等を受けて、家児相を対象に対応（調整・調査・勧告等）を行ったことがある。
□普段から共同でケース会議をもつなど緊密に連携してケース対応している。
□共同でケース会議をもつなどはしないが必要に応じて相互に連絡調整等を図る。
□先方は行政機関としての守秘義務等もあり、当方との連携はあまり求めてこない。
□公的第三者機関の独立性の観点から、当方から積極的に関係をもつことはしない。
□その他（　　）

⑩　貴自治体の子どもの権利擁護機関は、児童相談所とは、どのような関係にありますか。次のうち該当するものすべてにチェックを入れてください。

□相談や苦情、申立て等を受けて、児童相談所を対象に対応（調整・調査・勧告等）を行ったことがある。
□普段から共同でケース会議をもつなど緊密に連携してケース対応している。

□共同でケース会議をもつなどはしないが必要に応じて相互に連絡調整等を図る。
□先方は行政機関としての守秘義務等もあり、当方との連携はあまり求めてこない。
□公的第三者機関の独立性の観点から、当方から積極的に関係をもつことはしない。
□その他（　　）

⑪　貴自治体の子どもの権利擁護機関は、都道府県児童福祉審議会と連携を行っていますか。該当するほうにチェックを入れてください。
□ある（連携の内容をおしえてください）　　□ない

⑫　貴自治体の子どもの権利擁護機関は、いじめ防止対策推進法に基づいて自治体が設置する附属機関（いじめ問題の重大事態に際して調査等を担うとされる第三者委員会等で、教育委員会が設置するものと市長が設置するものとがある）とどのような関係にありますか。次のうち該当するものにチェックを入れてください。
□本機関はいじめ防止対策推進法に基づく当該附属機関を兼ねている。
□当該附属機関は、本機関とは完全に別組織として設置されている。
□当該附属機関は、本自治体では未設置であるが、本機関が兼ねるものではない。
□その他（　　）

⑬　貴自治体の子どもの権利擁護機関では、広報活動や相談対応等を含む活動の中で、子どもの意見表明・参加の権利を積極的に尊重するために、特に配慮していることがありますか。次のうち該当するものにすべてチェックを入れてください。
□広報活動に子どもの協力を求めたり相談方法等で子どもの意見を聴いたりする。
□外国籍の子どもも相談できるように日本語以外の言語の利用など配慮をしている。
□低年齢児も相談できるように必要な配慮を工夫している。
□その他（　　）

⑭　貴自治体の子どもの権利擁護機関における、障害のある子どもからの相談について、おたずねします。次のうち該当するものにすべてチェックを入れてください。
□障害のある子ども本人からの相談が過去３ヵ年間にあった。→（　　）案件
□障害のある子どもを対象とした広報活動を特に工夫して行っている。
□障害のある子どもの相談対応等において合理的配慮を提供している。
□その他（　　）

⑮　社会的養護の措置児童（施設や里親委託されている子ども）からの相談について、

おたずねします。次のうち該当するものにすべてチェックを入れてください。

□社会的養護の措置児童本人からの相談が過去３ヵ年間にあった。→（　　）案件

□社会的養護の措置児童を対象とする広報活動を特に工夫して行っている。

□社会的養護の措置児童の相談対応等において必要な配慮を行っている。

□その他（　　）

⑯　貴自治体の子どもの権利擁護機関の自治体内での認知状況について、これまでに調査等を実施したことがありますか。次のいずれかにチェックを入れてください。実施したことがある場合は、関連する問いにお答えください。

□ある　　□ない

→「ある」場合、直近の調査等の結果をお答えください。

何年度の調査ですか？ 年度	子ども、おとな、それぞれの認知率（%）など

５．機関の積極的な特徴や特質についておたずねします。

貴自治体の子どもの権利擁護機関の積極的な特徴や特質について、次の中から最も該当すると考えられるものを、上位４つまで選んで、チェックを入れてください。

□一般行政権からの一定の独立性　　□子どもの権利擁護機関としての第三者性

□子どもの訴え等を直接聴いて受け止める専門性

□専ら子どもの最善の利益を図ることを目的とする固有性

□子どもの人権問題等に関する調整や調査等の簡易・迅速性

□子どものＳＯＳを受け止めてその子どもの救済にあたる機能等

□子どもの権利の一般的な状況を監視（モニタリング）する機能等

□子どもに関することでの保護者などおとな対象の相談や支援にあたる機能等

□いじめや虐待などの問題に対する公平・中立な調査や調停等を行う役割等

□自治体の教育委員会や学校、児童福祉機関・施設などを支援する役割等

□自治体の子ども施策や制度に関する改善等を首長に提言する役割等

□その他　（　　）

６．厚生労働省が検討しようとする子どもの権利擁護のための第三者機関について、貴自治体の権利擁護機関の設置と運営の経験を踏まえ、自由にご意見等をお書きください。

まことにありがとうございました。

最後に下の事項について、ご記入をお願いいたします。

貴自治体名	都・道・府・県	市・区・町・村
貴自治体人口	（　　）年度現在 人	そのうちの子ども人口 人
本アンケート回答記入者*	氏名	職名（肩書き）
連絡先	電話：	
	FAX：	
	E-mail：	

*回答記入者が複数名の場合は、代表者 1 名をご記入ください。ご回答いただきました内容について、電話にてお問い合わせさせていただく場合もございますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

本年 11 月 30 日(木)までに、ご投函くださいますよう、お願いいたします。

② 自治体が設置する権利擁護機関アンケート調査票

④　自治体が設置する権利擁護機関アンケート 調査単純集計表

自治体が設置する子どもの権利擁護機関に関するアンケート調査票 単純集計結果

1．法制度上の枠組みについて

1-1)子どもの権利擁護のための公的第三者機関の設置年
1-2)子どもの権利擁護のための公的第三者機関の条例制定年　（n=31）

	条例の制定		公的第三者機関の設置	
	新規	総数	新規	総数
1998年	1	1	0	0
1999年	0	1	1	1
2000年	0	1	0	1
2001年	1	2	0	1
2002年	1	3	2	3
2003年	1	4	0	3
2004年	0	4	1	4
2005年	1	5	0	4
2006年	6	11	1	5
2007年	1	12	3	8
2008年	3	15	3	11
2009年	1	16	2	13
2010年	2	18	2	15
2011年	0	18	2	17
2012年	4	22	0	17
2013年	3	25	5	22
2014年	2	27	4	26
2015年	2	29	3	29
2016年	2	31	1	30
2017年	0	31	1	31

1-3）その条例の中で明示して、子どもの権利擁護の基盤や機関設置の根拠として位置づけている法や憲章　（n=31）

選択肢		自治体数	%
1	日本国憲法	10	32.3%
2	児童福祉法	3	9.7%
3	児童憲章	1	3.2%
4	児童虐待の防止に関する法律	1	3.2%
5	教育基本法	0	0.0%
6	少子化社会対策基本法	0	0.0%
7	次世代育成支援対策推進法	0	0.0%
8	子ども・若者育成支援推進法	0	0.0%
9	子どもの貧困対策の推進に関する法律	0	0.0%
10	いじめ防止対策推進法	1	3.2%
11	教育機会確保法	0	0.0%
12	児童の権利に関する条約	23	74.2%
13	その他	4	12.9%

（その他：学校教育法、まちづくり基本条例、無、根拠法等の明示はない）

1-4）自治体の子どもの権利擁護機関の条例上の位置づけ　（n=31）

選択肢		自治体数	%
1	首長の附属機関	26	83.9%
2	教育委員会の附属機関	2	6.5%
3	首長・教育委員会共同の附属機関	1	3.2%
4	その他	2	6.5%

（その他：回答では「その他」になっているが当該自治体の条例の内容からは首長の附属機関と考えられる。）

1-5）条例が定めている自治体の子どもの権利擁護機関の職務や責務、権能等について　(n=31／複数回答)

選択肢		自治体数	%
1	相談対応	26	83.9%
2	調整活動	25	80.6%
3	申立てを受けての調査	28	90.3%
4	自己発意による調査	19	61.3%
5	是正等の勧告や意見表明	21	67.7%
6	制度改善等の意見表明や提言	12	38.7%
7	独自判断による案件の報道機関等への公表	5	16.1%
8	設置者に対する年次的報告	16	51.6%
9	広く市民等に対する年次的報告	13	41.9%
10	条例や当該機関に関する広報や啓発の活動	12	38.7%
11	子どもの権利に関する広報や啓発、教育等の活動	11	35.5%
12	その他	3	9.7%

（その他：市長に対し、必要な措置を講ずることを求めること、救済に係る処理状況を速やかに市長に報告する、
いじめ防止等のための対策、権利侵害等に係る救済の実効的な推進に関する重要事項）

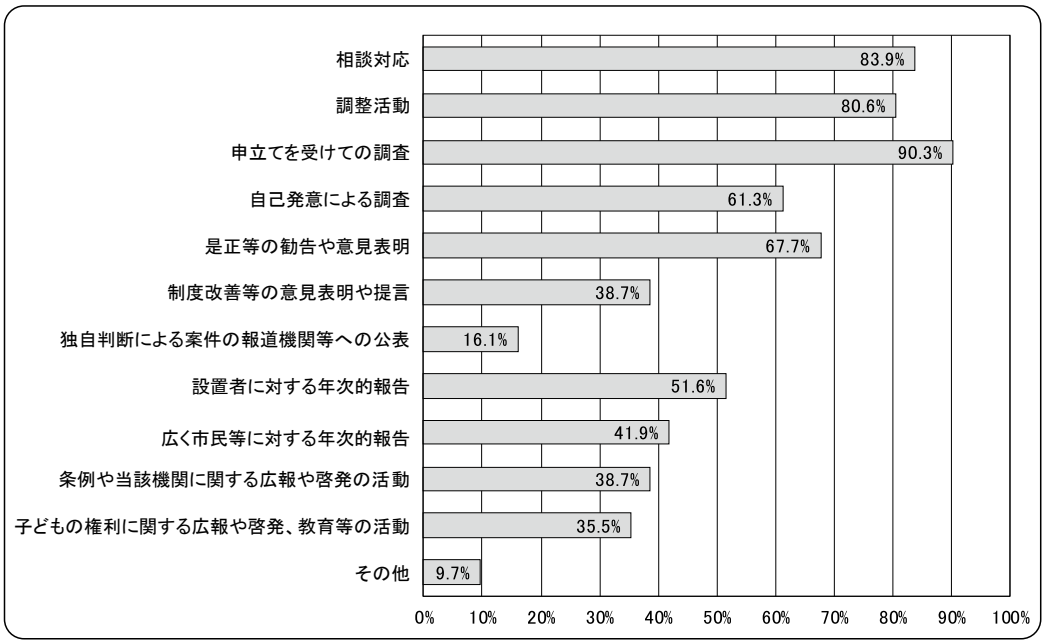

1-5-8）設置者に対する年次的報告の実施　（n=31）

選択肢	自治体数	%
報告書の提出が義務付けられている	9	29.0%
報告書提出は義務付けられていないが、報告している	7	22.6%
年次的報告を行っていない	15	48.4%

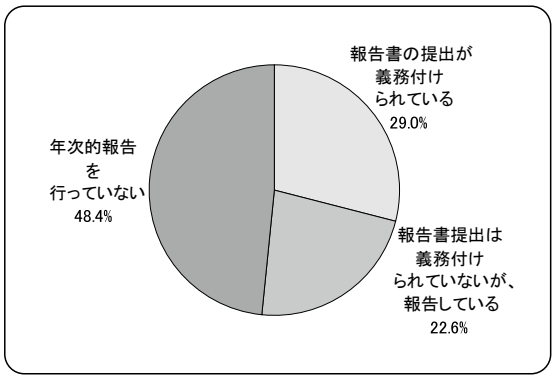

1-5-9）広く市民等に対する年次的報告の実施　（n=31）

選択肢	自治体数	%
報告会の開催が義務付けられている	1	3.2%
報告会の開催は義務付けられていないが、報告している	12	38.7%
報告会を行っていない	18	58.1%

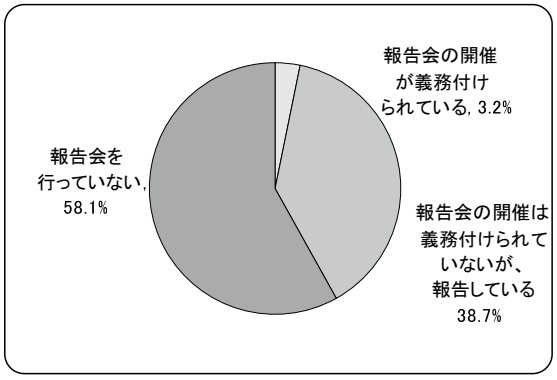

1-6）自治体の子どもの権利擁護機関の活動等に関して、自治体や首長、職員や教職員等に対して、条例が明示して課している義務や責務の有無　（n=31）

選択肢	自治体数	%
ある	22	67.7%
ない	9	29.0%

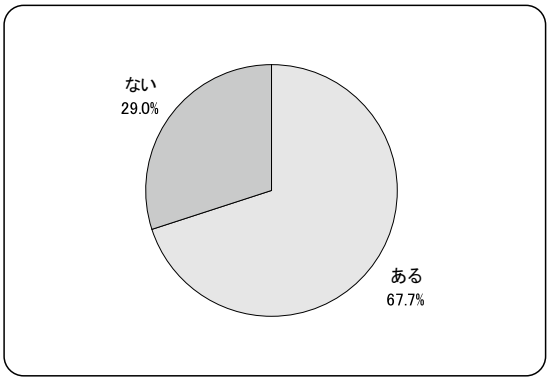

1-6)条例が課している義務や責務（自由記述）

自治体	（独立性の確保）	・市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力・援助しなければならない。
		・人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。
		・市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援すること。
		・擁護委員の独立性を尊重し、その活動の積極的な支援。
		・総合オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力する責務。是正等の勧告や意見表明を尊重し、誠実かつ適切な対応をする責務
		・市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとされている。
		・県の機関は、委員会の職務の遂行に関して、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。
		・救済委員の独立性の尊重。
	（協力）	・人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。
		・市の機関等：委員への協力
		・区は擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。
		・擁護委員への協力。
	（周知・教育）	・市の責務等：子どもの権利の普及と学習支援、子どもの育ちへの支援、保護者への支援、子どもの命と安全を守る取組、子ども会議の設置、子どもの権利の保障の行動計画と検証、相談と救済相談専門員の設置
		・市はサポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。
		・県は委員会との連携を図り、児童の権利に関する条約及びこの条例の啓発を図るとともに、子どもの権利の擁護に必要な施策を推進するものとする。
		・子どもの権利の普及啓発
	（実施体制・その他）	・救済委員会は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する委員3名以内で組織する。
		・子どもの権利擁護委員の設置
		・改善の要請への対応
		・育ち学ぶ施設における権利の保障。
		・権利の侵害から、子どもを救済する権利委員会を設置する。
		・基本理念にのっとり、県民の主体的な子ども支援の取組を尊重しつつ、その施策を策定し、実施する。
		・子どもの社会参加の促進のための仕組みの整備を推進する。
首長		子どもの権利擁護委員の設置、調査
		・市長は、本条例の主旨及び内容を市民及び関係者に広く知らせるとともに、子どもが救済委員への相談等を容易にできるよう努めるものとする。
子どもの権利擁護機関	（対応について）	・救済委員会は、救済の申立てを受理した日から起算して90日以内に、前3項に基づく調査結果及び助言又は是正の要望等があった場合にはその内容を市長に報告するとともに、当該申立人に通知するよう努めなければならない。
		・調査のために必要であると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において資料の提出、説明を求めることができる。
		・国や他の地方公共団体・関係機関と連携し、町の内外問わずこどもの権利が保障されるよう努める。
		・救済委員の活動の積極的支援。
	（普及啓発等）	・相談機関及び基本理念の周知を行う。
		・人権教育の充実に努める
	（保護者・関係者への支援）	・保護者に対する支援を行う。
		・学校関係者等に対する支援を行う。
	（機関・組織等との連携）	・市町村やNPO法人等との連携協力
		・関係者相互の連携協力を推進する。
	（相談に関するもの）	・守秘義務
		・相談体制の充実を図る
		・子どもが安心できる場の整備の促進に努める。
委員	（職責・誠意）	・委員は、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、本市内の子どもの権利に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの権利に関する事案を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
		・委員は、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
		・委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
		・子どもの権利擁護委員の責務等：相談、助言、支援、調整及び勧告、要請等
	（守秘に関するもの）	・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
		・子ども相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
市民等		・市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとされている。
		・市民及び関係者は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとする。
		・親などの保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力すること。
勧告・措置等に関するもの	（自治体に関するもの）	・勧告・意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。
		・オンブズより是正等の措置報告を求められた市の機関は、定められた期間内に、是正等の措置等について報告する。
		・市の機関等：勧告の尊重
		・救済委員による勧告又は意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。
	（民間を含めるもの）	・子どもの権利救済委員から勧告を受けたものは、これを尊重し必要な対応をするよう努めなければならない。
		・子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けての勧告、是正要請を受けた場合、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めること。
		・勧告、是正要請や意見表明を受けたものの尊重と必要な措置をとること。
		・勧告又は意見表明を尊重しなければならない。
	（対応について）	・勧告や要請への対応。
		・勧告、要請に対する速やかな対応状況等報告義務。

2. 機関の委員・職員の構成等について

2-1)子どもの権利擁護機関の、条例で定める附属機関の委員の人数 (n=31)

人数	自治体数	%
2人	6	19.4%
3人	19	61.3%
4人	1	3.2%
5人	3	9.7%
3～5人	1	3.2%
未回答	1	3.2%

2-1)子どもの権利擁護機関の附属機関の委員1カ月1人あたりの出務回数(日数) (n=31)

回数	自治体数	%
0回	2	6.5%
1回未満	8	25.8%
1～2回	8	25.8%
3～4回	5	16.1%
5回以上	4	12.9%
適宜・随時	3	9.7%
未回答	1	3.2%

2-2)子どもの権利擁護機関の事務局担当部局 (n=31)

部局	自治体数	%
市長部局の子ども施策担当部課	25	80.7%
市長部局の人権施策担当部課	4	12.9%
教育委員会の事務局部課	1	3.2%
第三者機関専任事務局	1	3.2%

2-2)子どもの権利擁護機関の事務局担当職員の人数 (n=31)

人数	自治体数	%
1人	14	45.2%
2人	10	32.2%
3人	4	12.9%
4人	3	9.7%
未回答	1	3.2%

注:10自治体が実質的な担当職員として、課長級以上を配置

2-3)附属機関の委員のスタッフの人数(事務局担当職員を除く) (n=31)

人数	自治体数	%
なし	10	32.3%
1人	4	12.9%
2人	1	3.2%
3人	6	19.4%
4人	6	19.4%
5人以上	4	12.9%

2-3）自治体の子どもの権利擁護機関の構成員のうち、附属機関の委員のスタッフとして配置されている職員（事務局担当職員を除く）の主たる役割（職務） （n=31／複数回答）

	選択肢	自治体数	%
1	相談対応	20	64.5%
2	調整活動	16	51.6%
3	調査活動	17	54.8%
4	広報活動	12	38.7%
5	その他	4	12.9%

（その他：人権オンブズパーソンの補佐、子どもの権利サポート委員会職務を補佐、救済申立ての受付（調整活動・調査活動は擁護委員の命による）、虐待通報についての安全確認）

注：正規職員配置は1自治体のみ

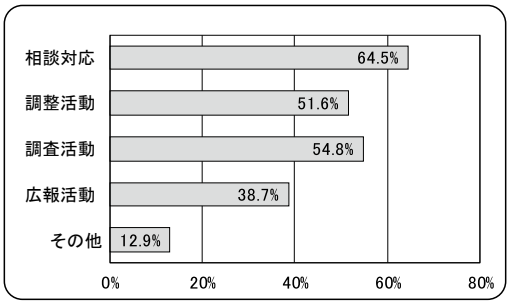

3．機関の立地、子ども向け広報、会議、予算について

3-1）自治体の子どもの権利擁護機関の事務所の立地 （n=31）

	選択肢	自治体数	%
1	役所外に独自に事務所を置いて、事務局担当職員とその他スタッフが常駐	6	19.4%
2	役所内の一室に事務所を置いて、事務局担当職員とその他スタッフが常駐	6	19.4%
3	独自の事務所は置かず、事務局を担当する部課の事務スペース内で対応	16	51.6%
4	その他	3	9.7%

（その他：役場外の総合福祉施設の一室に相談室を置いて相談員が常駐、役所内の一室に事務所を置いて相談員が常駐、役所内の一室に事務所を置いて家庭児相相談室と共用）

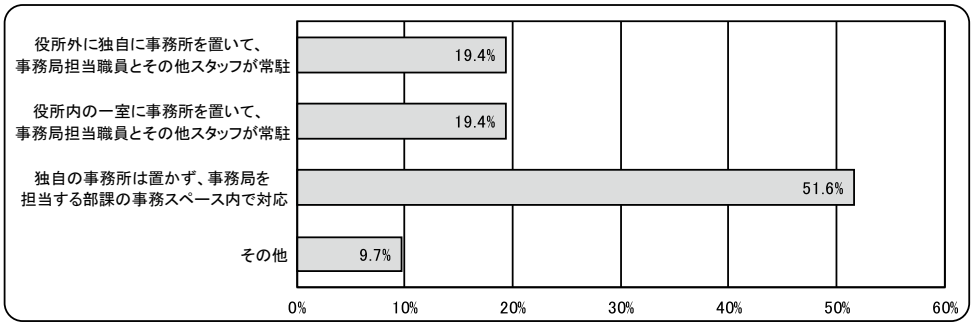

3-2）自治体の子どもの権利擁護機関の、相談対応スタッフを配置した専用の相談室や相談スペースの設置形態 （n=31）

	選択肢	自治体数	%
1	事務所内に常設	13	41.9%
2	事務所外に常設	3	9.7%
3	事務所内にも事務所外にも常設	2	6.5%
4	専用の相談室や相談スペースは常設せず、必要に応じて公共施設等で開設	11	35.5%
5	その他	2	6.5%

（その他：事務所内にある委員会室を相談にも使用している、必要に応じて役所内の会議室を使用）

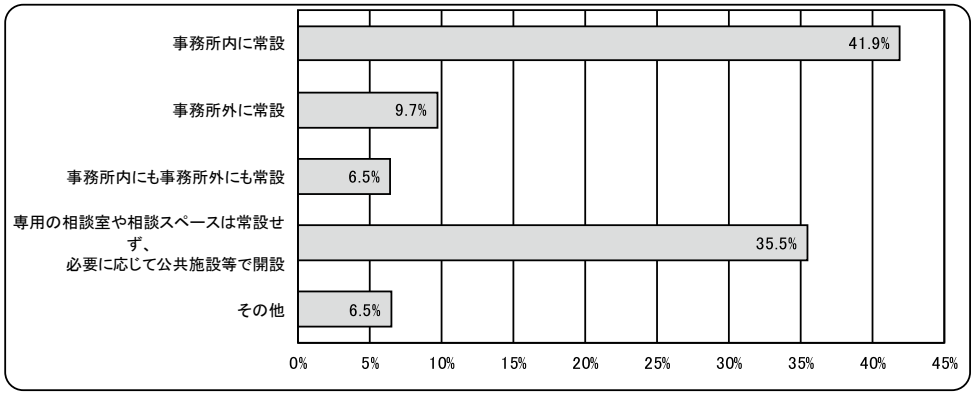

3-3）自治体の子どもの権利擁護機関での、子どもに対する広報等の方法　（n=31／複数回答）

	選択肢	自治体数	%
1	子ども向けの広報媒体を作成して学校等で定期的に配布している。	25	80.6%
2	機関の委員やスタッフが学校等を訪問して子どもたちに広報活動を行っている。	10	32.3%
3	児童館や青少年センター等の公共施設で掲示したり配布物を置いたりしている。	20	64.5%
4	機関のホームページを子どもが見てもわかるように工夫して情報発信している。	16	51.6%
5	その他	9	29.0%

（その他：全学校小学3年生に市役所見学時に説明・中学2年生の職場体験受け入れ、事務局職員が学校等への出張講座等の際に広報している、
小中学校での校内放送、子どもの権利条例制定時に普及用リーフレットを作成し、小学生（4～6年）・中学生・高校生に配布、
子ども向けの広報媒体を作成し、学校等で不定期に配布、条例の主旨や相談窓口が記されたポスター、チラシを作成し、学校等に掲示、防災無線）

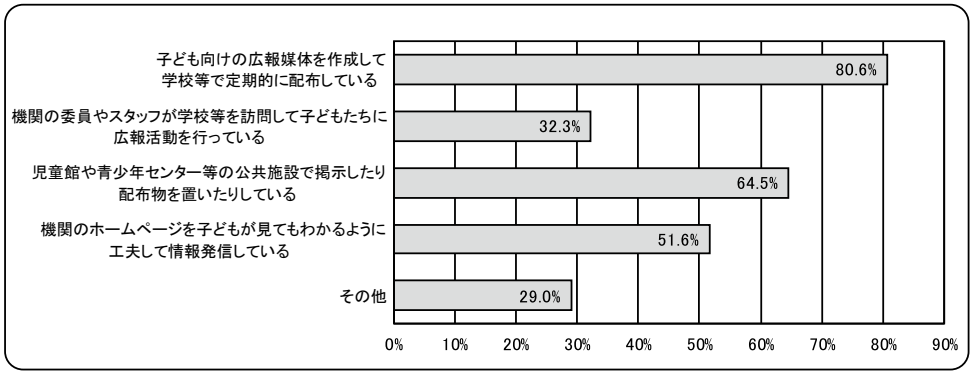

3-4）自治体の子どもの権利擁護機関の会議について　（n=31）

選択肢	自治体数	%
附属機関として原則公開の会議のみを開催	6	19.4%
原則非公開の会議のみ開催	13	41.9%
上記二種の会議を併用して開催	6	19.4%
未回答	6	19.4%

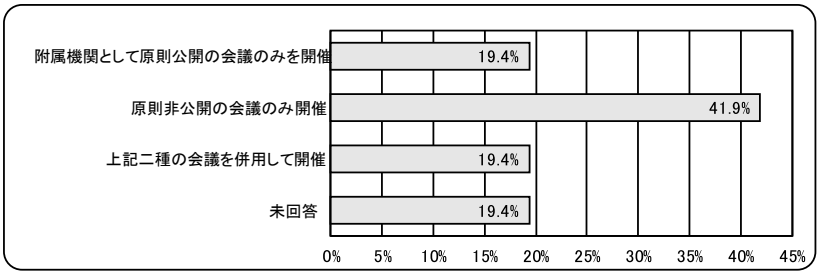

3-4)附属機関としての合議を行うための、会議の開催頻度（年間） (n=12)

選択肢	自治体数	%
1回	4	33.3%
2～5回	2	16.7%
6～10回	3	25.0%
11回～	3	25.0%

3-4)子どもの権利擁護機関として、対応が必要な案件等につい て検討し合うための、原則非公開のケース会議等の開催頻度（1月あたり） (n=19)

選択肢	自治体数	%
1回未満	4	21.1%
1回	1	5.3%
2回以上	13	68.4%
未回答	1	5.3%

3-5)子どもの権利擁護機関の1年間の予算総額（2017年度） (n=28)

予算総額	自治体数	%
～500,000	8	28.6%
500,001～1,000,000	1	3.6%
1,000001～3,000,000	4	14.3%
3,000001～6,000,000	5	17.9%
6,000001～1,000,0000	4	14.3%
1,000,0001～3,000,0000	3	10.7%
3,000,0001～	3	10.7%

注: 総額平均　8,119,742円　（内人件費 6,941,599円）

4．機関の活動状況について

4-1）2016年度の年間相談受付件数 (n=31)

延べ件数	自治体数	%
0件	7	22.6%
1件～50件未満	5	16.1%
50～100件未満	1	3.2%
100～500件未満	9	29.0%
500～1000件未満	5	16.1%
1000件～	3	9.7%
不明	1	3.2%

実案件数	自治体数	%
0件	8	25.8%
1件～50件未満	6	19.4%
50～100件未満	4	12.9%
100～500件未満	9	29.0%
500～1000件未満	1	3.2%
1000件～	0	0.0%
不明	3	9.7%

＊2自治体は延べ件数のみ回答し、実案件数は不明。

4-2）2016年度の相談（延べ件数）の中で子どもからの相談が占める割合　（n=31）

子どもが占める割合	自治体数	%
0%	10	32.3%
1～25%	6	19.4%
26～50%	5	16.1%
51～75%	5	16.1%
76～99%	4	12.9%
100%	0	0.0%
未回答	1	3.2%

4-3）2016年度の「子どもからの相談」の主訴として多いもの　（n=31／複数回答）

選択肢		自治体数	%
1	不登校	7	22.6%
2	学校園所での子ども同士の関係	15	48.4%
3	学校園所や教員・職員との関係	8	25.8%
4	家族関係の悩み	9	29.0%
5	地域社会の苦情や不満	0	0.0%
6	行政への苦情や不満	0	0.0%
7	進路問題	6	19.4%
8	経済問題	0	0.0%
9	福祉サービスの利用	0	0.0%
10	その他	10	32.3%

（その他：心身の悩み(4)、思春期問題(2)、性に関する悩み、いじめ、話し相手、自分のこと）

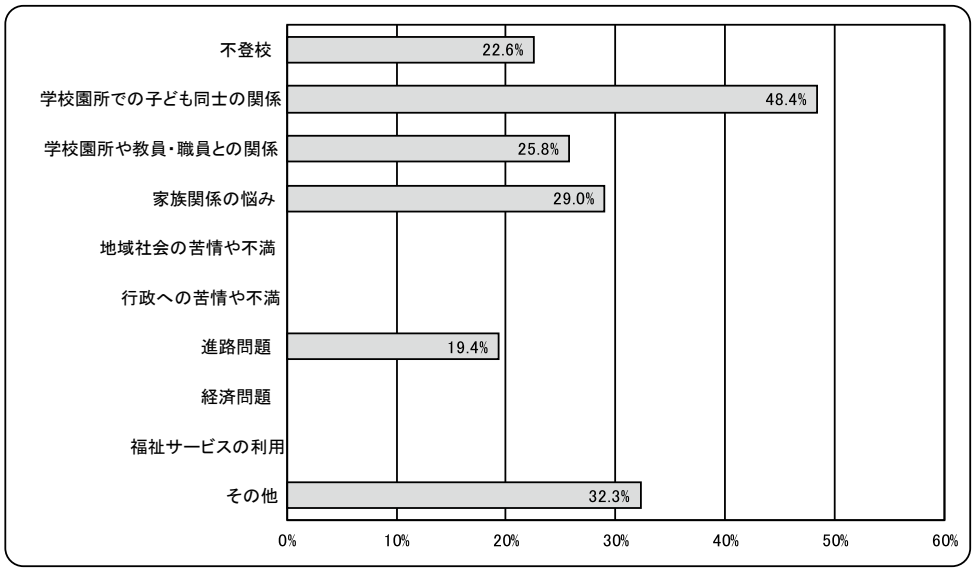

4-4）2016年度の「おとなからの相談（保護者から＋その他のおとなから）」の主訴として多いもの　（n=31／複数回答）

選択肢		自治体数	%
1	不登校	14	45.2%
2	学校園所での子ども同士の関係	10	32.3%
3	学校園所や教員・職員との関係	13	41.9%
4	家族関係や子育ての悩み	14	45.2%
5	地域社会の苦情や不満	0	0.0%
6	行政への苦情や不満	0	0.0%
7	進路問題	2	6.5%
8	経済問題	1	3.2%
9	福祉サービスの利用	0	0.0%
10	その他	5	16.1%

（その他：いじめ(2)、学校等の対応、心身の悩み、思春期問題）

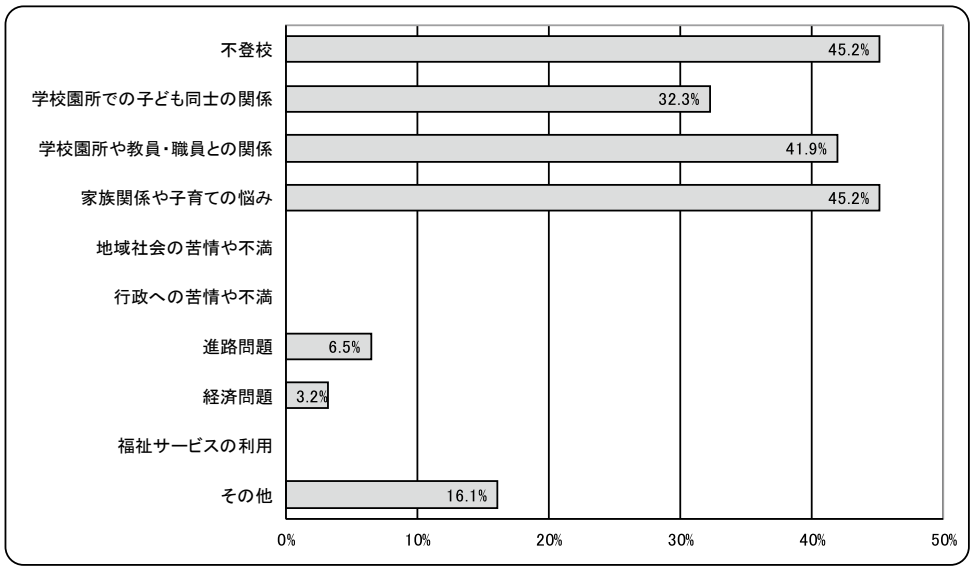

4-5）自治体の子どもの権利擁護機関での相談受付の方法　（n=31／複数回答）

選択肢		自治体数	%
1	電話での相談	26	83.9%
2	来所による面談での相談	27	87.1%
3	訪問による面談での相談	19	61.3%
4	メールでの相談	13	41.9%
5	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用した相談	0	0.0%
6	機関ホームページ上での相談	4	12.9%
7	手紙での相談	11	35.5%
8	ファックスを利用した相談	11	35.5%
9	その他	5	16.1%

（その他：学校での出張相談会(2)（面談・手紙）、相談予約のみネットでも受付、フォームメールでの相談申込みに対し電話回答、特段の制限はない、相談者の指定する場所へ出向いての面談）

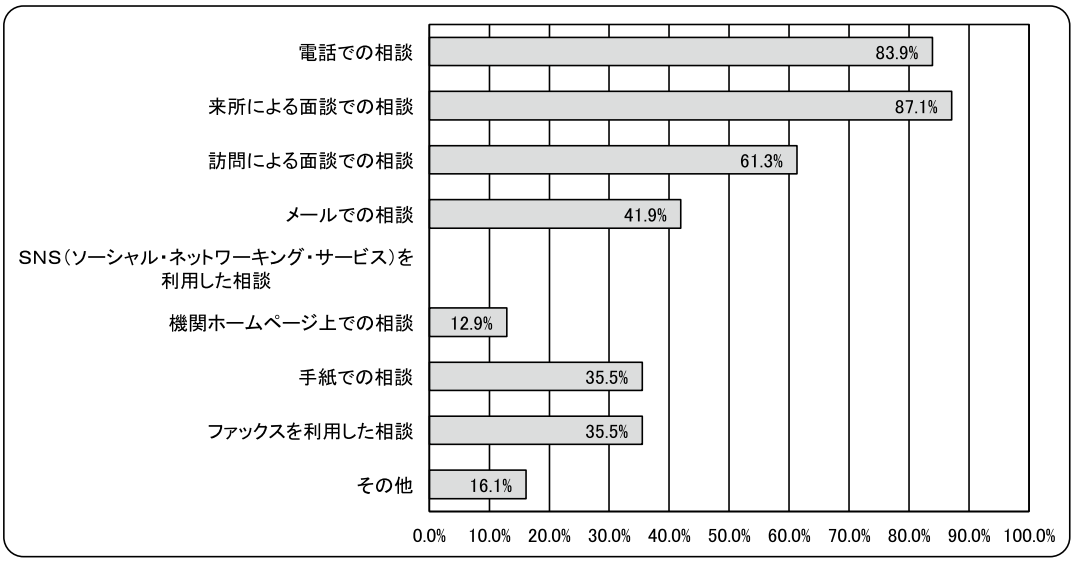

4-6)2016年度の調整活動の件数 (n=31)

延べ件数	自治体数	%
0件	12	38.7%
1～50件未満	6	19.3%
50件～100件未満	2	6.5%
100件～500件未満	3	9.7%
500件～	2	6.5%
不明・未回答	6	19.3%

実案件数	自治体数	%
0件	13	41.9%
1～50件未満	11	35.5%
50件～100件未満	0	0.0%
100件～500件未満	0	0.0%
500件～	0	0.0%
不明・未回答	7	22.6%

4-7)子どもの権利擁護機関設置からの年数 (n=31)

年数	自治体数	%
0～2年	2	6.5%
2年以上～4年未満	8	25.8%
4年以上～6年未満	4	12.9%
6年以上～8年未満	4	12.9%
8年以上～10年未満	5	16.1%
10年以上～15年未満	6	19.4%
15年以上	2	6.5%

(平均) 7.1年

4-7)子どもの権利擁護機関設置後現在までに実施した調査活動(申立てまたは自己発意により条例上の権限を行使する活動)の延べ案件数と実案件数(現在までに扱った案件数) (n=31)

延べ件数	自治体数	%
0件	8	25.8%
1～50件未満	13	41.9%
50件～100件未満	0	0.0%
100件～500件未満	2	6.5%
500件～	2	6.5%
不明・未回答	6	19.4%

実案件数	自治体数	%
0件	8	25.8%
1～50件未満	15	48.4%
50件～100件未満	1	3.2%
100件～500件未満	2	6.5%
500件～	0	0.0%
不明・未回答	5	16.1%

4-8)自治体の子どもの権利擁護機関は、要対協(要保護児童対策地域協議会)とは、どのような関係にあるか (n=31／複数回答)

選択肢		自治体数	%
1	要対協の構成員として参加している。	10	32.3%
2	要対協から求めがあれば参加する。	5	16.1%
3	公的第三者機関の独立性の観点から、原則として要対協には参加しない。	5	16.1%
4	協議には参加しないが、案件をめぐる調整的なかかわりを持つことはある。	8	25.8%
5	その他	4	12.9%

(その他:要対協の所掌事項に関する相談・申立てがあると速やかに通知、調整機関、特に参加はないが教育委員会職員の立場としては参加する、参加したことはない)

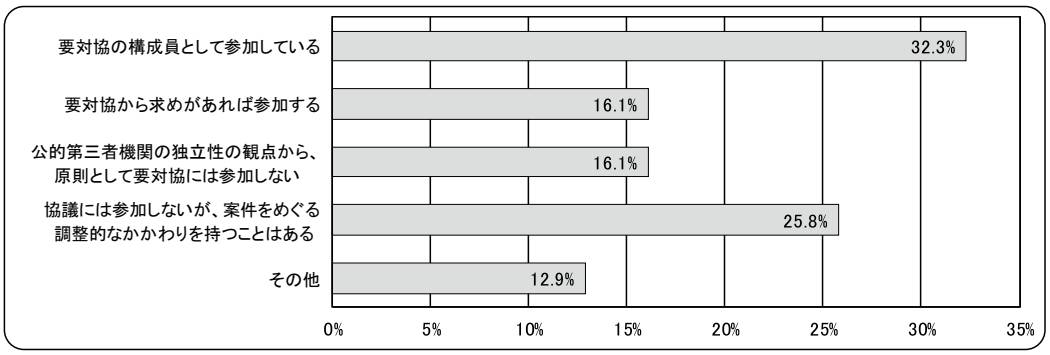

4-9）自治体の子どもの権利擁護機関は、家児相（家庭児童相談室）とは、どのような関係にあるか　（n=31／複数回答）

選択肢		自治体数	%
1	相談や苦情、申立て等を受けて、家児相を対象に対応（調整・調査・勧告等）を行ったことがある。	6	19.4%
2	普段から共同でケース会議を持つなど緊密に連携してケース対応している。	3	9.7%
3	共同でケース会議を持つなどはしないが必要に応じて相互に連絡調整等を図る。	18	58.1%
4	先方は行政機関としての守秘義務等もあり、当方との連携はあまり求めてこない。	2	6.5%
5	公的第三者機関の独立性の観点から、当方から積極的に関係をもつことはしない。	2	6.5%
6	その他	5	16.1%

（その他：必要に応じ情報収集等、虐待案件の通報義務から情報提供を行う、ケースの状況や必要性に応じて連携してケース対応を行っている、兼務、家児相担当は別な部署が担っている）

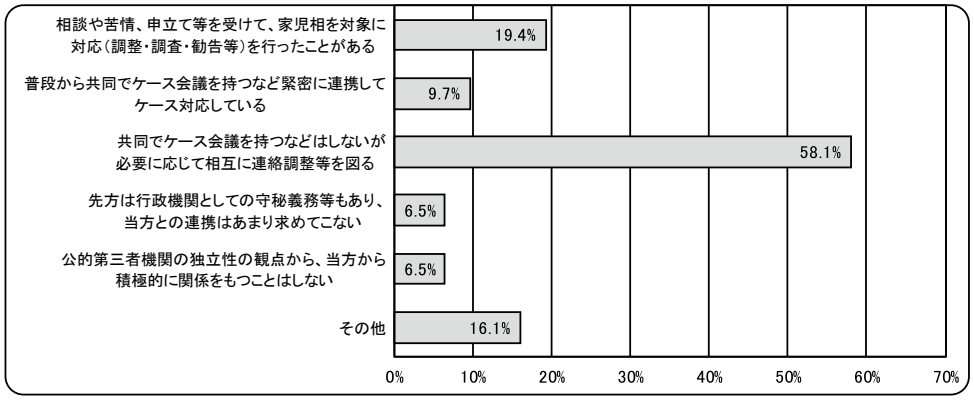

4-10）自治体の子どもの権利擁護機関は、児童相談所とは、どのような関係にあるか　（n=31／複数回答）

選択肢		自治体数	%
1	相談や苦情、申立て等を受けて、児童相談所を対象に対応（調整・調査・勧告等）を行ったことがある。	5	16.1%
2	普段から共同でケース会議を持つなど緊密に連携してケース対応している。	3	9.7%
3	共同でケース会議を持つなどはしないが必要に応じて相互に連絡調整等を図る。	17	54.8%
4	先方は行政機関としての守秘義務等もあり、当方との連携はあまり求めてこない。	4	12.9%
5	公的第三者機関の独立性の観点から、当方から積極的に関係をもつことはしない。	3	9.7%
6	その他	4	12.9%

（その他：本委員会は知事の諮問機関となっている、児童相談所と家児相の連携があり、直接的に関わることは少ない、ケースの状況や必要性に応じて連携してケース対応を行っている、児童相談所は別な部署が担っているが必要に応じて会議に参加）

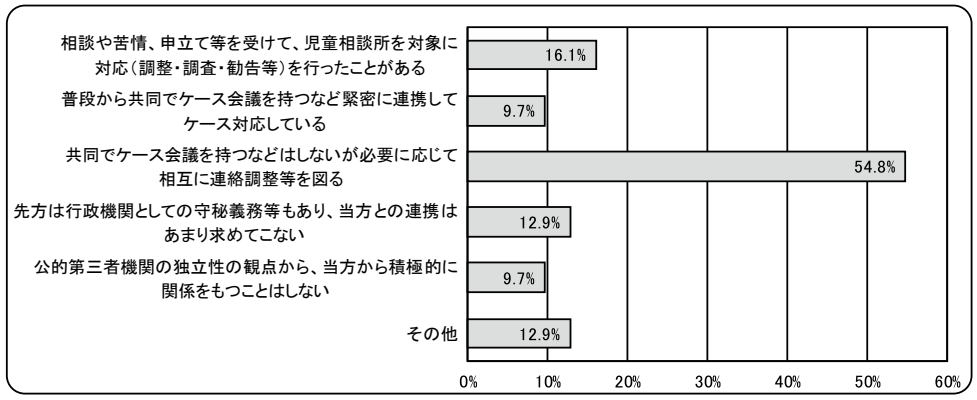

4-11）自治体の子どもの権利擁護機関は、都道府県児童福祉審議会と連携を行っているか　(n=31)

選択肢	自治体数	%
ある	0	0.0%
ない	31	100.0%

4-12）自治体の子どもの権利擁護機関は、いじめ防止対策推進法に基づいて自治体が設置する附属機関（いじめ問題の重大事態に際して調査等を担うとされる第三者委員会等で、教育委員会が設置するものと市長が設置するものとがある）とどのような関係にあるか　(n=31／複数回答)

選択肢		自治体数	%
1	本機関はいじめ防止対策推進法に基づく当該附属機関を兼ねている。	4	12.9%
2	当該附属機関は、本機関とは完全に別組織として設置されている。	22	71.0%
3	当該附属機関は、本自治体では未設置であるが、本機関が兼ねるものではない。	3	9.7%
4	その他	4	12.9%

（その他：再調査を行う、いじめ問題の再調査（法第28条第1項）を行う委員会の委員に救済委員を充てる、別組織として設置されているが擁護委員が構成員となっている、いじめ防止対策推進法第30条2項の市長からの再調査機関として位置付けしている）

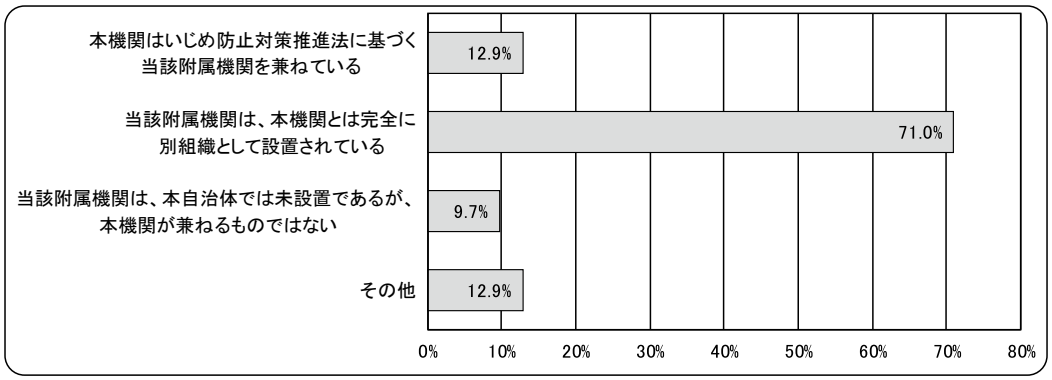

4-13）自治体の子どもの権利擁護機関では、広報活動や相談対応等を含む活動の中で、子どもの意見表明・参加の権利を積極的に尊重するために、特に配慮していること　(n=31)

選択肢		自治体数	%
1	広報活動に子どもの協力を求めたり相談方法等で子どもの意見を聴いたりする。	9	29.0%
2	外国籍の子どもも相談できるように日本語以外の言語の利用など配慮をしている。	0	0.0%
3	低年齢児も相談できるように必要な配慮を工夫している。	12	38.7%
4	その他	10	32.3%

（その他：面談の際には保護者同席のほか原則として子どもだけの面談を行っている、おたより・フリーダイヤル等、アンケートを実施、子どもの権利侵害チェックシートを作成し配布、子どもの権利救済委員会のチラシおよびカードの配布（配布物の中でフリガナを付けたり配慮している）、子ども向け紙媒体等を活用し子ども条例の周知を図り相談しやすい環境づくりに努めている、特になし(2)）

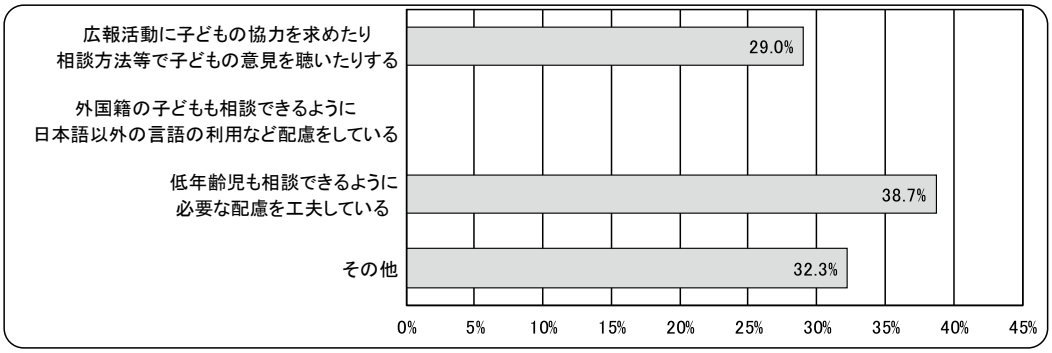

4-14）自治体の子どもの権利擁護機関における、障害のある子どもからの相談について （n=31）

	選択肢	自治体数	%
1	障害のある子ども本人からの相談が過去3ヵ年間にあった。	7	22.6%
2	障害のある子どもを対象とした広報活動を特に工夫して行っている。	0	0.0%
3	障害のある子どもの相談対応等において合理的配慮を提供している。	10	32.3%
4	その他	6	19.4%

（その他：専門相談機関を紹介している、発達相談センターで対応、特に配慮等はしていない、特になし）

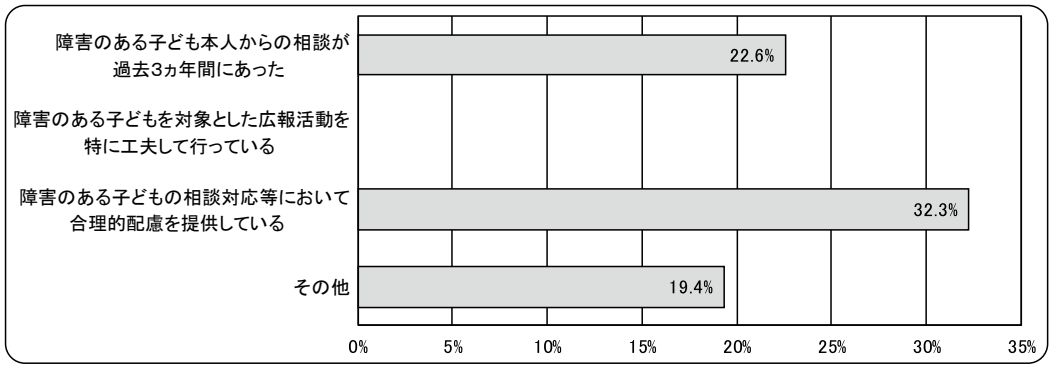

4-15）社会的養護の措置児童（施設や里親委託されている子ども）からの相談について （n=31）

	選択肢	自治体数	%
1	社会的養護の措置児童本人からの相談が過去3ヵ年間にあった。	3	9.7%
2	社会的養護の措置児童を対象とする広報活動を特に工夫して行っている。	1	3.2%
3	社会的養護の措置児童の相談対応等において必要な配慮を行っている。	7	22.6%
4	その他	7	22.6%

（その他：他の児童と同様に適正に対応している、課として相談窓口等を案内している、特に行っていないが相談があれば対応していく、特になし(2)）

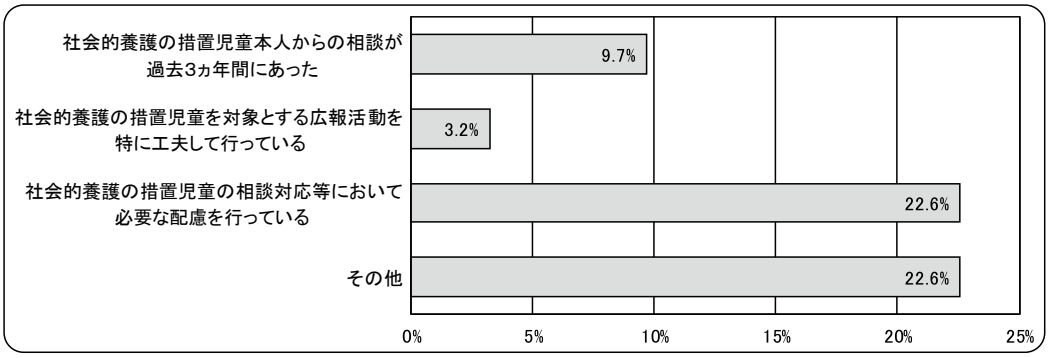

4-16）自治体の子どもの権利擁護機関の自治体内での認知状況について、これまでに調査等を実施したことがあるか　(n=31)

選択肢	自治体数	%
ある	17	54.8%
ない	14	45.2%

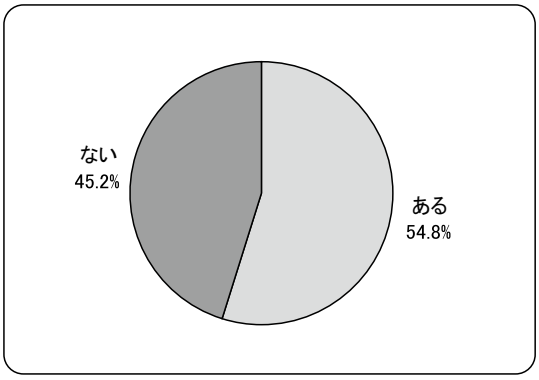

4-16）認知状況調査の結果概要

分　類	調査年	内　容
都道府県	H29	調査中
市	H27・H20	小学5年生：知っている79%、中学2年生：知っている69% 就学前保護者：認知度49.5%、小学校保護者：認知度83.9%
市	H25	子ども19.3%、おとな17.9%
市	H27	子ども22.0%、おとな26.7%
市	H25	小学校低学年：16.2%、小学校高学年：22.8%、中学生：21.7%、高校生：20.0% 小学生保護者：6.0%、中学生保護者：4.6%、一般市民：3.3%
市	H29	小2：32.3%、小5：65.7%、中2：70.6%、 小2・小5・中2の保護者：80.0%、教員・保育士等：84.7%、市職員：64.1%
市	H25	子どもの認知率77.1%、おとなの認知率38.8%
市	H26	子ども21.5%
市	H29	（16歳以上対象）53.2% （名称も内容もよく知っている、名称も内容も多少知っている、名称だけは聞いたことがある）
市	H27	子ども15.7%、おとなへの設問なし
市	H28・H29	（H28）子ども：5%、大人：8%／（H29）子ども：13%、大人：21%
市	H28	63.0%
市	H25	子ども（小学生）8%、子ども（中学生）9%、大人5%
市	H29	子ども：97.3%、おとな：調査なし
市	H29	子ども（ひとり親）63.9%、子ども（一般）73.1%、おとな（ひとり親）57.6%
特別区	H25	就学前児童保護者32.2%、就学児童保護者53.7%、 小学5年生66.2%、中学2年生50.3%、高校2年生33.1%
町	H28	中学生53.4%

５．機関の積極的な特徴や特質

5-1）自治体の子どもの権利擁護機関の積極的な特徴や特質について　（n=31／複数回答）

選択肢		自治体数	%
1	一般行政権からの一定の独立性	9	29.0%
2	子どもの権利擁護機関としての第三者性	23	74.2%
3	子どもの訴え等を直接聴いて受け止める専門性	19	61.3%
4	専ら子どもの最善の利益を図ることを目的とする固有性	16	51.6%
5	子どもの人権問題等に関する調整や調査等の簡易・迅速性	5	16.1%
6	子どものSOSを受け止めてその子どもの救済にあたる機能等	20	64.5%
7	子どもの権利の一般的な状況を監視（モニタリング）する機能等	2	6.5%
8	子どもに関することでの保護者などおとな対象の相談や支援にあたる機能等	11	35.5%
9	いじめや虐待などの問題に対する公平・中立な調査や調停等を行う役割等	1	3.2%
10	自治体の教育委員会や学校、児童福祉機関・施設などを支援する役割等	1	3.2%
11	自治体の子ども施策や制度に関する改善等を首長に提言する役割等	3	9.7%
12	その他	1	3.2%

（その他：男女平等にかかわる人権侵害も扱っていること）

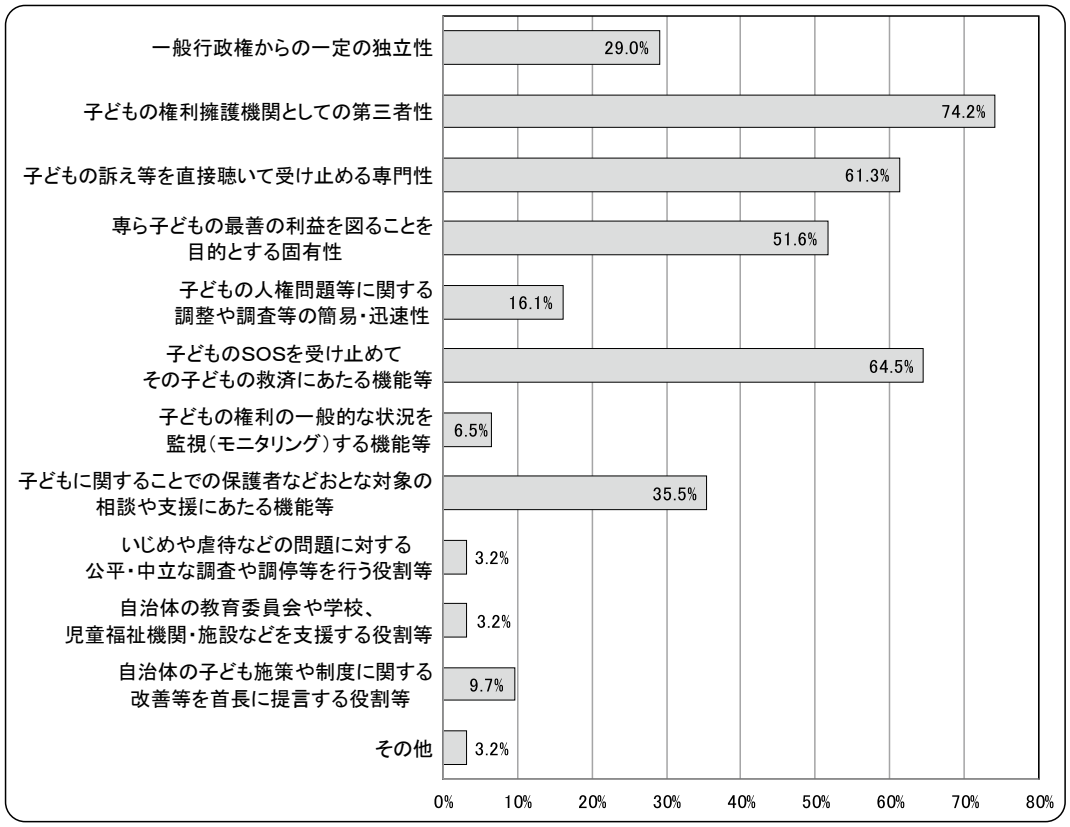

⑤ 自治体が設置する権利擁護機関インタビュー調査報告書

●子どもの権利擁護機関 ヒヤリング調査集計（1）　　＊予算は2017年度、その他の統計は特に記載がない場合は2016年度実績

	A市	B政令市	C県	D市
人口	160,000	1,490,000	7,270,000	112,000
制度設置後経年（2018年3月現在）	19年	15年	15年	16年
第三者性・独立性の確保	・独立性尊重と積極的協力、援助義務 ・勧告・意見表明の尊重 ・定められた期間内に報告義務 ・勧告・意見表明等の公表	・独立性尊重 ・委員は市長が議会の同意を得て委嘱 ・兼職の禁止 ・勧告、意見表明の尊重 ・事務局は市の部局から独立	・独立性尊重と協力、援助義務	・議会の同意を得て選任 ・独立性尊重と支援 ・勧告等の尊重
子ども相談固有の専門性	・子どもの利益の擁護者、代弁者、公的良心の喚起者 ・もっぱら子どもの最善の利益に立つ ・子どもの声を聴くことが入り口・子どもへの守秘・ともに遊ぶ時間　・急かさず待つ ・市役所外にも、子どもの居場所を設置	・市民の人権擁護者 ・子どもだけの面談が原則 ・相談終結は子どもに直接話す	・子どもの権利擁護に必要な施策 ・子どもの気もちを十分聞き取る ・子どもと保護者は別々の面接	・子どもの最善の利益を基盤に ・子どもと遊ぶ中で ・誘導的な聴き方をしないように
子どもへの広報	・カード、リーフレットを保幼小～高校（特別支援学校含む）に毎年配布 ・小3年生、社会見学として委員会訪問 ・中2、トライヤルウィークの選択肢に ・小・中生向け「子ども通信」（年2回）発行 ・中3生の卒業時に「卒業おめでとう通信」	・小、中学校で委員による「子ども教室」を開催 ・小、中、高校生向け通信を定期配布 ・市内4箇所の児童養護施設でも「子ども教室」開催	・小4～中3、年1回カードを配布 ・ハードルを下げるため、救済機関ではなく広く相談機関として広報	・定期的に児童センターに出前相談 学校にカード、リーフレットを配布（特別支援学校含む）
子どもの認知度調査	小5（79%）、中2（69%）2017年度調	子ども（19.3%）2013年度調	調査なし	子ども（22%）2015年度調
報道機関等への公表機能	○	なし	なし	なし
設置者への年次報告	○（義務規定あり）	○	○（義務規定あり）	○（義務規定あり）
市民等への年次報告	○	○	なし	○（義務規定あり）
広報、啓発	○	○	○	○
権利学習	○	○	○	○
委員定数	3～5名	2名	3名	3名
各委員の出務回数	4日／月	10日／月	18回／年	1～2日／月
スタッフ	4名　委員が人選し、委員の命を受ける その他、専門委員を委嘱	4名 専門調査員	4名 電話相談員3名（継続相談は他機関へ）	3名（週6時間1人、週4時間2人） 別に子どもの権利委員10名
事務局	1名（人権推進室）	4名　（市の部局から独立）	2名　（福祉部子ども安全課）	担当者のみ　（くらし人権課）
総予算額	28,410,000	40,000,000	5,100,000	2,300,000
年間相談のべ件数（案件数）	806（75）	261（118）	3741（匿名の電話含む）13（面談）	270（77）
調査活動実績	53	175	213　小中学校への協力要請多い	17
障害児からの相談	○　10	○	なし	○　7
インケアからの相談	なし	なし　・子どもの権利ノートに委員行きはがき（年に10通以下）	なし　・子どもの権利ノートで伝えている	なし
いじめの第三者機関との関係	なし	なし	なし	なし
①児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護機関についてなど・その他	①市町村の子どもの権利擁護期間との関係、大都市における組織の機能と枠組みづくり ・オンブズの任命：オンブズ名簿作成委員会（部長4人）　・相談スタッフ：委員が任命　・事務局：制度の縁の下の力持ち	・児童相談所のあり方について意見表明あり ・一時保護所での広報もあり ・多言語チラシも用意	①児童福祉審議会の構成は関係団体の集まりなので、第三者性が担保できず委員の選定から考え直す必要あり。　・県レベル実施の意味あり：学校とこじれている場合が多いので有効　・救済申し立ては年10件超　・勧告等は県の機関以外に対しては、監督権限のある県の機関を経由	①県レベルの機関の意味は何か、子どもからのルートをどうつくるか、勧告権が重要ではないか ・別に子どもの権利委員会を置く（子どもの権利、子ども施策の調査権　・相談員が子どもと出会うため定期的に児童館に出向く　・事務局が兼務で、担当者の位置→機能しない

●子どもの権利擁護機関　ヒヤリング調査集計（2）　　＊予算は2017年度、その他の統計は特に記載がない場合は2016年度実績

	E町	F市	G政令市	H市
人口	46,000	430,000	1,950,000	97,000
実施期間（2018年3月現在）	11年	9年	9年	5年
第三者性・独立性の確保	・町長が議会の同意を得て選任	・公平性に支障ある職との兼務禁止	・独立性尊重と積極的協力義務	・独立性尊重と積極的支援
		・相談員も兼務禁止	・議会同意	・勧告等に対する報告義務
		・事務局は相談事業に関与しない	・措置等への報告義務（60日）	
		・その意に反して職を解かれない	・議会付帯決議：議会への報告	
		・協力		
		・勧告等への対応	・議会同意	
子ども相談固有の専門性	・遊びを通して ・必ず、子どもの話を聴く ・出張相談を実施	・人格、子どもの権利に関する知識経験に優れた人	・子どもの権利の擁護者	
			・人格高潔、子どもの権利の見識	
		・保護者からの相談も子どもと出会う		
		・しかし、難しい場合もある	・子どもの特性の配慮	
子どもへの広報	・小、中学校にパンフレット配布	・公私立の学校にカード・リーフレットを配布	・HPコラム　毎月更新	・保育所、幼稚園、高校にもリーフレット配布 ・中学卒業時にクリアフォルダ
	・子ども通信（年2回）	・T-FACEインフォメーションで常時広報	・児童館で出前講座	
	・小学校で人権教.教育学習講演会開催	・CAPプログラムでカード配布		・全校集会での周知（15分の時間をもつ）
	・子どもに親しみやすいキャラクター作成	・小低学年用・高学年用・中学用の通信発行		・出張相談（小は年1回、中は月1回）
子どもの認知度	中学生（53.4%）2017年度調	小低（16.2%）、小高（22.8%）、中（21.7%）、高（20.0%）　2013年度調	子ども（77.1%）2013年度調	小5、中2（96.2%）2017年度調
報道機関等への公表機能	なし	なし	なし	○
設置者への年次報告	○（義務規定あり）	○	○（義務規定あり）	○
市民等への年次報告	○	○	○	○
広報、啓発	○	○	○	○
権利学習	○	○	なし	○
委員定数	3名	3名	2名	3名
各委員の出務回数	2日／月	4日／月	8日／月	2日／月
スタッフ	3名	5名	調査員　3名	2名
		その他、専門委員制度あり	相談員　7名	
事務局	2名　（子育て支援課）	1名（次世代育成課）	2名　（権利救済事務局）	担当者　（子ども家庭課）
総予算額	4,826,000	24,320,000	37,540,000	7,100,000
年間相談のべ件数（案件数）	32（32）	932（126）	3515（833）	239（184）
調査活動実績	2（うち障害児の保育所入所の申立てあり）	10	16	3
障害児からの相談	○　保護者からの相談が多いが精神障害の子どもからもあった	○　・障害児のケースは本当に子どもの最善の利益だったか	○　13	なし
インケアからの相談	なし	なし	なし	なし　出張相談で一時保護につながったケースがあった
いじめの第三者機関との関係	なし	なし	なし	なし
①児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護機関についてなど・その他	・事務局：要対協事務局と同じ（独立性が確保できるのか） ・小さな自治体で完全な第三者機関を作ることの難しさ ・専門性をうたったら相談員に応募なし	①制度改善の役割が担えるとよい、教育委員会との関係が重要 ・地域NPOとの関係づくり ・相談員は擁護委員の補佐だが任命は事務局の矛盾	・親の利害と子どもの利益のズレ→保護者の要求の代行に陥ることも ・調整型だけでなく調査の必要性	①県レベルの子どもの権利擁護制度をつくるべき。しかし、児福審の現状メンバーでは無理。勧告権、それへの協力義務等の権限が必要 ・事務局が子ども家庭課の子ども相談担当と兼務なため、独立性は担当者の意識のレベル ・虐待事案：家児相は親、権利相談は子どもと役割分担

●子どもの権利擁護機関　聞き取り調査集計（3）　　＊予算は2017年度、その他の統計は特に記載がない場合は2016年度実績

	I市	J特別区	K市	L市
人口	60,000	900,000	240,000	235,000
実施期間	5年	5年	4年	3年
第三者性・独立性の確保	明確にはなし	・独立性の尊重と積極的支援義務		・擁護委員長が総理する
	・支援義務		・速やかで即効的な救済	
			・独立性尊重と積極的支援義務	・積極的広報、施策推進義務
			・勧告等の尊重義務	・積極的協力、援助義務
子ども相談固有の専門性	・相談機関として専門性は一定認められるが、救済機関としては明確でない	・子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援する	・子どもの権利に関する理解や優れた見識	・人格優れ、子どもの権利についての高い見識
		・子どもの権利条約をベースにしており、子どもの声を直接聴くことから	・子ども本人とのやり取りを重視	・もっぱら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者、子どもの権利の擁護者、代弁者
			・終結段階も子どもに確認	
子どもへの広報	・巡回子ども権利相談（月2回、児童館で）	・公立、私立の小、中、高、特別支援学校にカードを配布（年2回）	・小学生版、中高生版通信の発行（年6回）	・カード、リーフレット、委員会だより、を公立、私立の小・中・高、支援学校に配布
		・出前講座	・子ども向け出前講座の実施	・HP
		・小学生版・中高生版子ども通信（年6回）		・啓発グッズ（クリアファイル、ボールペン）
		・HP		・小低学年版、小高学年版、中学生版、高校生版通信の配布
子どもの認知度	子ども（21.5%）2014年度調		子ども（15.7%）2015年度調	
報道機関等への公表機能	なし	なし	なし	なし
設置者への年次報告	○（義務規定あり）	○（義務規定あり）	○（義務規定あり）	○
市民等への年次報告	なし	○	○（義務規定あり）	○
広報、啓発	なし	○	○	○
権利学習	なし	○	○	○
委員定数	3名	3名	3名	3～5名
各委員の出務回数	1～2日／月	7～10日／月	2日／月	3日／月
スタッフ	1名	4名	4名	3名
事務局	2名　児童家庭課	4名　子ども家庭課	1名　子ども育成課	1名　子ども政策課
総予算額	4,020,000	31,700,000	7,620,000	6,000,000
年間相談のべ件数（案件数）	130（35）	1273（382）	375（155）	386（62）
調査活動実績	2	6	42	1
障害児からの相談	なし	なし	○	なし
インケアからの相談	なし	なし	なし	なし
いじめの第三者機関との関係	なし	1　申立により動く	なし　擁護委員も参加	なし　再調査機関
①児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護機関についてなど ・その他	・相談業務では救済業務について説明しない	①児福審が子どもの権利擁護を担うのは難しい。都道府県という広範囲において直接子どもにどのくらいの時間が割けるのか ・区と教育委員会双方の付属機関 ・審議機関ではなく独任制である ・制度改善への取り組みが課題	①都道府県の役割と基礎自治体の役割の分担について検討が必要	①第三者性をどのように担保するのか。強い権限が必要 ・ 子どもの権利擁護機関には、小手先で解決しようとせず、労を惜しまずともに考える姿勢が重要 ・条例で定めることの大事さ ・児童虐待事案は家児相へ

⑥　都道府県児童福祉審議会アンケート調査票

「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」に関するアンケート調査票

１）貴自治体の児童福祉審議会についてお聞かせください。

1-1）児童福祉審議会の設置形式について、あてはまるものに○を付けてください。

①　独立して児童福祉審議会を設けている

②　社会福祉審議会の部会として設けている

③　その他（　　）

1-2）児童福祉審議会（社会福祉審議会に設置した部会）のもとに、どのような専門部会を設置していますか？　あてはまるもの全てに○を付けてください。

①　里親審査に関する部会　　②　児童相談所（措置審査）に関する部会

③　被措置児童等虐待に関する部会　　④　児童虐待死亡等事例検証に関する部会

⑤　その他（　　）

⑥　部会を設置していない

1-3）　以下の児童福祉審議会の専門部会についてそれぞれ平成 28 年度の開催回数をご記入ください。

①　里親審査に関する部会（部会名　　）　□　回

②　児童相談所（措置審査）に関する部会（部会名　　）　□　回

③　被措置児童等虐待に関する部会（部会名　　）　□　回

④　児童虐待死亡等事例検証に関する部会（部会名　　）　□　回

⑤　その他の部会１（部会名　　）　□　回
（　　に関する部会）

⑥　その他の部会２（部会名　　）　□　回
（　　に関する部会）

1-4）最も高い開催頻度の専門部会は、どのように開催されていますか？

あてはまるものに〇を付けてください。

① 年間の予定日を決めている　② ある程度開催頻度が決まっており、その都度、日程調整をする

③ 不定期で開催している　④ その他

（　　）

1-5) 事務局の体制についてお伺いします。（部会を担当する実人数をご回答ください。）

1-5)-1 人数について　（　　）人

1-5)-2 専門性について

職員	職種	資格等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
［8 人以上の場合は追記をお願いします。］		

1-6）各部会について、審議の結果についてお伺いします。

部会名	答申件数	意見具申件数	勧告件数
①里親審査に関する部会			
②児童相談所（措置審査）に関する部会			

③被措置児童等虐待に関する部会			
④児童虐待死亡等事例検証に関する部会			
⑤その他の部会１			
⑥その他の部会２			

1-7）児童福祉審議会の運営に関して、何か困難さを感じておられますか？

はい　　いいえ　　その他（　　）

1-8）1-7）で「はい」とお答えいただいた場合、どのようなことが困難ですか？

２）児童福祉審議会に委嘱されている委員についてお聞かせ下さい。

2-1）現在委嘱している委員についてお聞かせください。職種については下記職種一覧から該当する番号をすべて記入してください。

職種一覧

①弁護士、 ②小児科医、 ③精神科医、 ④その他の医師、⑤社会福祉を専門とする大学教員、⑥心理学を専門とする大学教員、⑦教育学を専門とする大学教員、⑧その他を専門とする大学教員、⑨社会福祉施設職員、⑩その他の福祉関係者、⑪教育関係者（大学教員を除く）、⑫行政関係者、⑬心理職専門家（大学教員を除く）、⑭地域保健関係者、⑮民生児童委員・主任児童委員、⑯マスコミ関係⑰その他（具体的な職種　　）

部会名	委員数	職種
①里親審査に関する部会		
②児童相談所（措置審査）に関する部会		
③被措置児童等虐待に関する部会		
④児童虐待死亡等事例検証に関する部会		
⑤その他の部会１		
⑥その他の部会２		

2-2）委員の選出方法について、あてはまるもの全てに○を付けてください。

① 公募　② 学識経験者による推薦・紹介　③ 前任委員による推薦・紹介
④ 関係団体による推薦・紹介　⑤ 庁内職責による選出
⑥ その他（　　）

2-3)委員の選出について、困難な点はありますか？あてはまるものに○を付けてください。

はい　いいえ　その他（　　）

2-4）困難な点があるとお答えいただいた場合、どのようなことが困難ですか？

2-5）平成 28 年の児童福祉法改正により委員の要件について、「権限に属する事項に関し公

正な判断をすることができる者であって、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者」のうちから任命するとされましたが、法改正後に改めての選任をされましたか？　あてはまるものに〇を付けてください。

はい　　いいえ　　その他（　　）

３）児童養護施設等の社会的養護の子どもたち及びその家族の意見を聴くための方法についてお聞かせ下さい。ここで対象とするのは、家族と離れて暮らしており、現に生活する場所が里親家庭または児童福祉法第７条に定める児童福祉施設等、及び児童相談所一時保護所、一時保護委託場所、自立援助ホーム、ファミリーホームの子どもたち及びその家族です。

3-1）社会的養護を利用している子どもたちに、児童福祉審議会に申し立てできることを知らせていますか？また子どもたちから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策をもつておられますか？　それぞれあてはまるものに〇を付けてください。

3-1)-1　社会的養護施設等入所児童

1..はい　　2. いいえ　　3. その他（　　）

3-1)-2　里親委託児童

1. はい　　2. いいえ　　3. その他（　　）

3-1)-3　児童相談所による一時保護児童

1. はい　　2. いいえ　　3. その他（　　）

3-2）子どもたちから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策をもつておられますか？　それぞれあてはまるものに〇を付けてください。

3-2)-1　社会的養護施設等入所児童

はい　　いいえ　　その他（　　）

3-2)-2　里親委託児童

はい　　いいえ　　その他（　　）

3-2)-3　児童相談所による一時保護児童

はい　　いいえ　　その他（　　）

3-3）3-2）で子どもたちが児童福祉審議会に意見を申し立てる方策があるとお答えいただい

た場合、それは、どのような方法でしょうか？　あてはまるもの全てに○を付けてください。

①　施設や里親などの子どもたちに「はがき」を配布している
②　対応できる電話番号を伝えている
③　子どもの権利ノートに相談できる窓口を記載している。
④　児童福祉審議会の委員が定期的に施設や里親家庭を訪問している
⑤　児童福祉審議会の事務局担当者が定期的に施設や里親家庭を訪問している
⑥　その他（　　）

3-4）　3-3）で②の対応できる電話番号を伝えているとお答えいただいた場合、それはどのような電話番号でしょうか？　あてはまるものに○を付けてください。

①　児童相談所　　②　児童福祉審議会の行政担当事務局　　③　児童福祉審議会の専用電話
④　その他（　　）

3-5）　3-3）で④または⑤の定期的に訪問しているとお答えいただいた場合、訪問頻度をお知らせください。

（頻度　　）
3-6）　3-2）で子どもから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策がないとお答えいただいた場合、それはなぜでしょうか？　あてはまるものに○を付けてください。

①　必要性がない　　②　他のシステムで対応できている　　③　必要と感じるが今後の課題である
④　その他（　　）

3-7）　3-6)で②の他のシステムで対応できているとお答えいただいた場合、それはどのようなシステムでしょうか？　あてはまるものに○を付けてください。

①　社会福祉協議会・運営適正化委員会の福祉サービス苦情解決の仕組み
②　各施設の苦情対応の第三者委員が適切に対応している
③　児童相談所による施設の定期的訪問
④　都道府県による監査指導
⑤その他（　　）

3-8)　3-6)で③今後の課題であるとお答えいただいた場合、何が課題であるとお考えでしょうか。

3-9) 平成 28 年度に児童福祉審議会に子どもたちからの連絡や相談はありましたか（被措置児童等虐待の届出を含まない）？　あてはまるものに○を付けてください。

はい　　いいえ　　その他（　　）

3-10）3-9）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、それは何件ありましたか。

（　　）件

3-11）3-9）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どのような経路で連絡や相談がありましたか。
① はがき（　　件）　② 電話　（　　件）　③ メール（　　件）
④ SNS　（　　件）　⑤ 事務局への連絡（　　件）
⑥ 児童福祉審議会委員の訪問時に（　　件）
⑦ 児童福祉審議会事務局担当者の訪問時に（　　件）　⑧その他（　　件）
3-12）3-9）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どこが受け付けましたか？あてはまるものに○を付けてください。

① 児童福祉審議会委員　② 児童相談所職員　③ 本庁の担当職員
④ 外部への委託（委託先：　　）
⑤その他（　　）

3-13) 社会的養護の子どもたちの家族について、児童福祉審議会に申し立てできることを知らせていますか？
はい　　いいえ　　その他（　　）

3-14) 家族から児童福祉審議会に意見を申し立てる方策をもつておられますか？
はい　　いいえ　　その他（　　）

3-15） 3-14)で児童福祉審議会に意見を申し立てる方策があるとお答えいただいた場合、それは、どのような方法でしょうか？　あてはまるもの全てに〇を付けてください。

① 家族に「はがき」を配布している
② 対応できる電話番号を伝えている
③ 措置書などの交付文書に児童福祉審議会に申し立てできる窓口を記載している。
④ その他（　　）

3-16） 平成 28 年度に児童福祉審議会に家族からの連絡や相談はありましたか（異議申し立てや不服申し立て等は含まない）？　あてはまるものに〇を付けてください。
はい　　いいえ　　その他（　　）

3-17） 3-16）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、それは何件ありましたか。
（　　）件

3-18） 3-16）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どのような経路で連絡や相談がありましたか。
① はがき（　　件）　② 電話　（　　件）　③ メール（　　件）
④ SNS　（　　件）　⑤事務局への連絡（　　件）
⑥ 児童福祉審議会委員に直接（　　件）　⑦その他（　　件）

3-19） 3-16）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どこが受け付けましたか？あてはまるものに〇を付けてください。

① 児童福祉審議会委員　② 児童相談所職員　③ 本庁の担当職員
④外部への委託（委託先：　　）
その他（　　）

４）社会的養護の子どもたち及び家族の声に対して、具体的にどのように動いているかお聞かせください。

4-1）児童福祉審議会への子どもたちからの連絡・相談（被措置児童等虐待の届出を含まない）に対して調査をする仕組みがありますか？
はい　　いいえ　　その他（　　）

4-2）4-1）で子どもたちからの要請に基づいて、即時に施設や里親家庭・一時保護所等を訪

問支援する方策をもつておられますか？　あてはまるものに○を付けてください。

はい　　いいえ　　その他（　　）

4-3）4-2）で即時に訪問する方策があるとお答えいただいた場合、誰が訪問していますか？あてはまるものに○を付けてください。

① 児童福祉審議会委員　② 児童相談所職員　③ 本庁の担当職員
④ 外部への委託（委託先：　　）
⑤ その他（　　）

4-4）4-1）で調査をする仕組みがあるとお答えいただいた場合、平成 28 年度に何件程度、調査をしましたか？

（　　）件程度

4-5) 児童福祉審議会への家族からの連絡・相談（異議申し立て、不服申し立てを含まない）に対して調査をする仕組みがありますか？

はい　　いいえ　　その他（　　）

4-6) 家族からの要請に基づいて、即時に施設や里親家庭・一時保護所等を訪問支援する方策をもつておられますか？　あてはまるものに○を付けてください。

はい　　いいえ　　その他（　　）

4-7) 4-6)で即時に訪問する方策があるとお答えいただいた場合、誰が訪問していますか？あてはまるものに○を付けてください。

① 児童福祉審議会委員　② 児童相談所職員　③ 本庁の担当職員
④ 外部への委託（委託先：　　）
⑤ その他（　　）

4-8) 4-5)で調査をする仕組みがあるとお答えいただいた場合、平成 28 年度に何件程度、調査をしましたか？

（　　）件程度

５）障害のある子どもへの支援についてお聞かせください。

5-1）平成 28 年度に児童福祉審議会に障害のある子どもたちからの連絡や相談はありましたか（被措置児童等虐待の届出を含まない）？　あてはまるものに○を付けてください。

はい（　　）件　　いいえ　　その他（　　）

5-2)　障害児への権利擁護に関する広報または相談対応において環境整備や合理的配慮を行っていますか？ あてはまるものに〇をつけてください。

はい　　いいえ　　その他（　　）

5-3）5-2)で「はい」とお答えいただいた場合、どのような環境整備や合理的配慮を行っていますか。

5-4）5-2)で「いいえ」とお答えいただいた場合、その理由はなぜでしょうか？

6）すべての子どもたちに関する意見表明や権利擁護の仕組みについてお伺いします。

6-1）家族と離れて暮らしているかどうかにかかわらず、すべての子どもたちが意見表明をしたり、その権利を擁護する仕組みはありますか？　あてはまるものに〇を付けてください。

はい　　いいえ　　その他（　　）

6-2）6-1)で仕組みがあるとお答えいただいた場合、どのような仕組みですか。

6-3）今後すべての子どもたちの意見表明、権利擁護を考えた場合、どのような課題が考えられるでしょうか？

6-4）今後児童福祉審議会で子どもの意見表明や権利擁護を担う必要がある場合、どのような課題が考えられるでしょうか？

７）都道府県（所管地域）内において子どもの権利擁護を担っている団体・機関等の把握について

7-1）管内における子どもの権利擁護を担っている団体・機関等を把握していますか？
はい　　いいえ　　その他（　　）

7-2）7-1）で把握しているとお答えいただいた場合、どのような方法で把握していますか？あてはまるものに〇を付けてください。

①　調査を行った　　②　届け出や連絡があれば把握している
③　具体的な相談や事例を通して把握している　　④　個人的な情報把握
⑤　その他（　　）

7-3）7-1）で把握しているとお答えいただいた場合、何らかの連携を行っていますか？
はい　　いいえ　　その他（　　）

7-4）7-3)で連携を行っているとお答えいただいた場合、具体的な連携内容についてご記入ください。

7-5）7-1）で把握しているとお答えいただいた場合、その団体、機関名をすべてご記入ください。
団体、機関名（　　）
団体、機関名（　　）

団体、機関名（　　）
団体、機関名（　　）
団体、機関名（　　）
＊記入欄が不足する場合、下記に追加してください。

7-6）7-1）で把握していないとお答えいただいた場合、その理由はなぜでしょうか？
① 必要がない　② 必要と考えるが今後の課題である
③ その他（　　）

まことにありがとうございました。
最後に下の事項について、ご記入をお願いいたします。

貴自治体名	都・道・府・県	市・区・町・村
貴自治体人口	（　　）年度現在 人	そのうちの子ども人口 人
本アンケート回答記入者*	氏名	職名（肩書き）
連絡先	電話：	
	FAX：	
	E-mail：	

*回答記入者が複数名の場合は、代表者１名をご記入ください。ご回答いただきました内容について、電話にてお問い合わせさせていただく場合もございますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

お願い：① 本年 11 月 30 日(木)までに、ご投函くださいますよう、お願いいたします。

② 児童福祉審議会及び専門部会について、設置についての要項、審議に係る様式等がある場合は一部送付をお願いします。

⑦　都道府県児童福祉審議会アンケート調査単純集計表

「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」に関するアンケート調査票 単純集計結果

1）貴自治体の児童福祉審議会についてお聞かせください。
1-1）児童福祉審議会の設置形式について

	選択肢	度数	%
1	独立して児童福祉審議会を設けている	11	17.2%
2	社会福祉審議会の部会として設けている	47	73.4%
3	その他	6	9.4%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

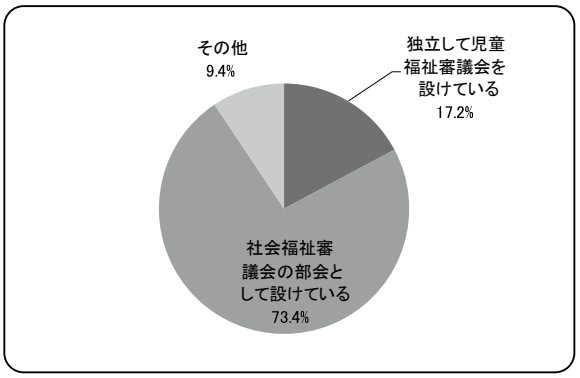

1-2）児童福祉審議会（社会福祉審議会に設置した部会）のもとに、どのような専門部会を設置していますか？

	選択肢	度数
1	里親審査に関する部会	52
2	児童相談所（措置審査）に関する部会	52
3	被措置児童等虐待に関する部会	39
4	児童虐待死亡等事例検証に関する部会	40
5	その他	33
6	部会を設置していない	1
	合計	217

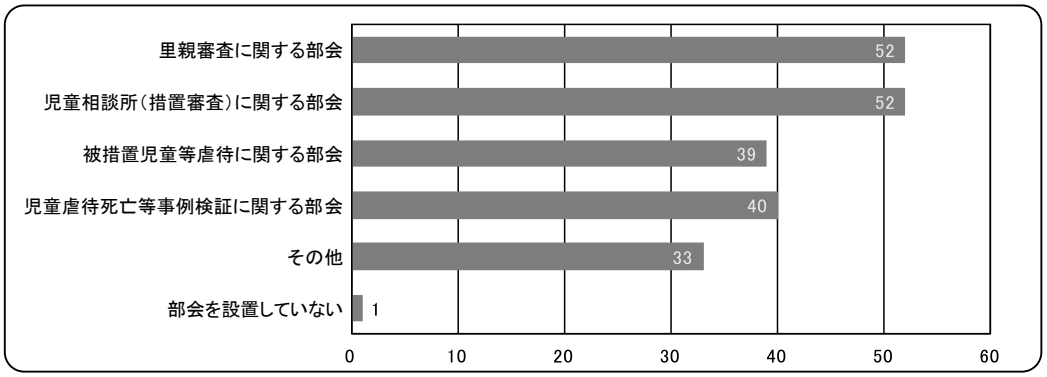

1-4）最も高い開催頻度の専門部会は、どのように開催されていますか？

選択肢		度数
1	年間の予定日を決めている	27
2	ある程度開催頻度が決まっており、その都度、日程調整をする	25
3	不定期で開催している	14
4	その他	1
	合計	67

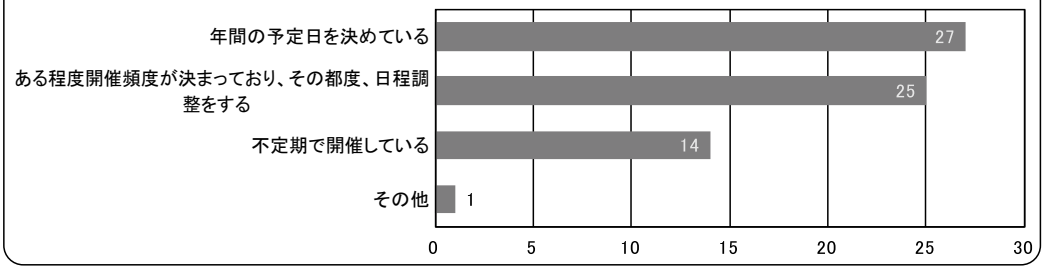

1-7）児童福祉審議会の運営に関して、何か困難さを感じておられますか？

選択肢		度数	%
1	はい	14	21.9%
2	いいえ	50	78.1%
3	その他	0	0.0%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

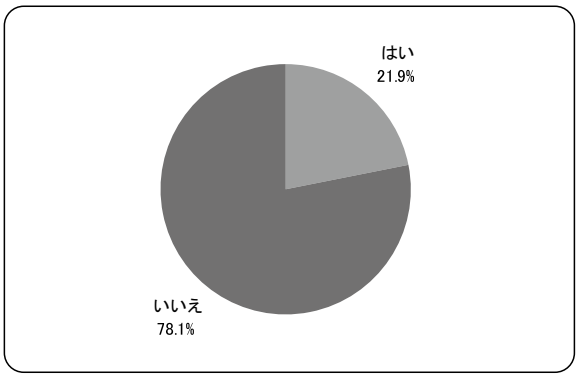

2）児童福祉審議会に委嘱されている委員について
2-1）現在委嘱している委員についてお聞かせください。
①里親審査に関する部会

選択肢		度数
1	弁護士	31
2	小児科医	27
3	精神科医	14
4	その他の医師	4
5	社会福祉を専門とする大学教員	28
6	心理学を専門とする大学教員	13
7	教育学を専門とする大学教員	10
8	その他を専門とする大学教員	9
9	社会福祉施設職員	44
10	その他の福祉関係者	36
11	教育関係者（大学教員を除く）	15
12	行政関係者	8
13	心理職専門家（大学教員を除く）	3
14	地域保健関係者	4
15	民生児童委員・主任児童委員	27
16	マスコミ関係者	4
17	その他	20
	合計	297

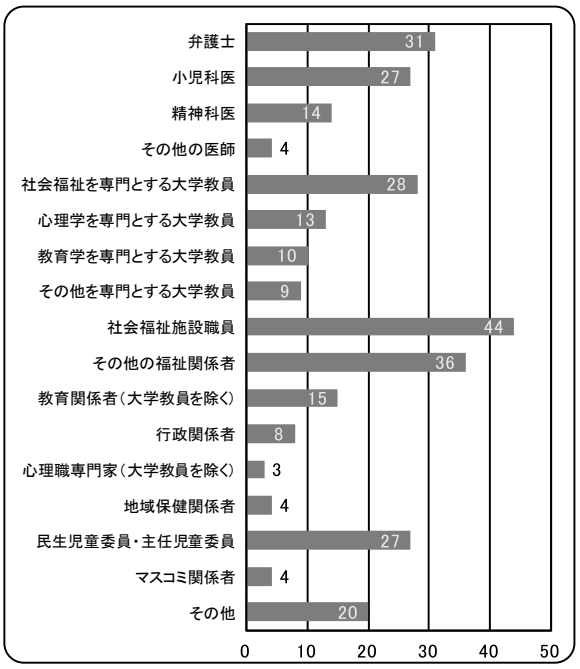

②児童相談所（措置審査）に関する部会

選択肢		度数
1	弁護士	52
2	小児科医	38
3	精神科医	30
4	その他の医師	5
5	社会福祉を専門とする大学教員	33
6	心理学を専門とする大学教員	19
7	教育学を専門とする大学教員	10
8	その他を専門とする大学教員	6
9	社会福祉施設職員	33
10	その他の福祉関係者	12
11	教育関係者（大学教員を除く）	14
12	行政関係者	4
13	心理職専門家（大学教員を除く）	4
14	地域保健関係者	3
15	民生児童委員・主任児童委員	16
16	マスコミ関係者	1
17	その他	9
	合計	289

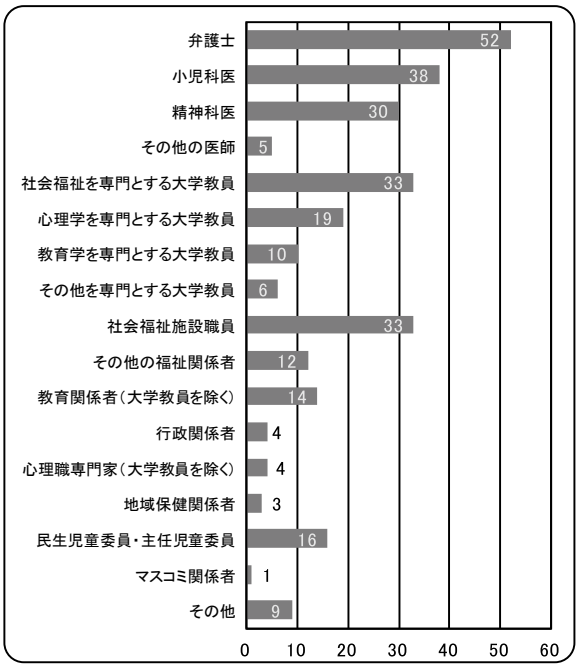

③被措置児童等虐待に関する部会

選択肢		度数
1	弁護士	38
2	小児科医	24
3	精神科医	22
4	その他の医師	2
5	社会福祉を専門とする大学教員	24
6	心理学を専門とする大学教員	13
7	教育学を専門とする大学教員	7
8	その他を専門とする大学教員	5
9	社会福祉施設職員	25
10	その他の福祉関係者	13
11	教育関係者（大学教員を除く）	9
12	行政関係者	1
13	心理職専門家（大学教員を除く）	1
14	地域保健関係者	2
15	民生児童委員・主任児童委員	16
16	マスコミ関係者	1
17	その他	5
	合計	208

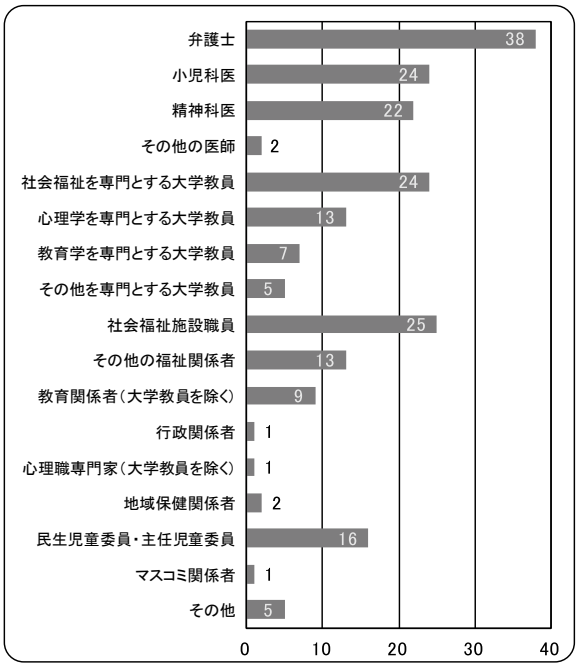

④児童虐待死亡等事例検証に関する部会

選択肢		度数
1	弁護士	41
2	小児科医	29
3	精神科医	23
4	その他の医師	6
5	社会福祉を専門とする大学教員	28
6	心理学を専門とする大学教員	12
7	教育学を専門とする大学教員	6
8	その他を専門とする大学教員	6
9	社会福祉施設職員	23
10	その他の福祉関係者	11
11	教育関係者（大学教員を除く）	7
12	行政関係者	6
13	心理職専門家（大学教員を除く）	4
14	地域保健関係者	3
15	民生児童委員・主任児童委員	16
16	マスコミ関係者	1
17	その他	8
	合計	230

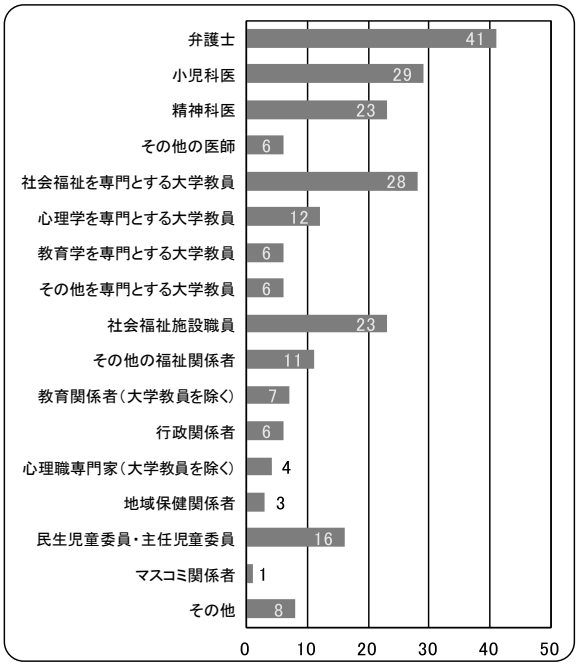

⑤その他の部会1

選択肢		度数
1	弁護士	16
2	小児科医	7
3	精神科医	7
4	その他の医師	1
5	社会福祉を専門とする大学教員	16
6	心理学を専門とする大学教員	5
7	教育学を専門とする大学教員	11
8	その他を専門とする大学教員	2
9	社会福祉施設職員	17
10	その他の福祉関係者	12
11	教育関係者（大学教員を除く）	12
12	行政関係者	7
13	心理職専門家（大学教員を除く）	2
14	地域保健関係者	0
15	民生児童委員・主任児童委員	9
16	マスコミ関係者	1
17	その他	15
	合計	140

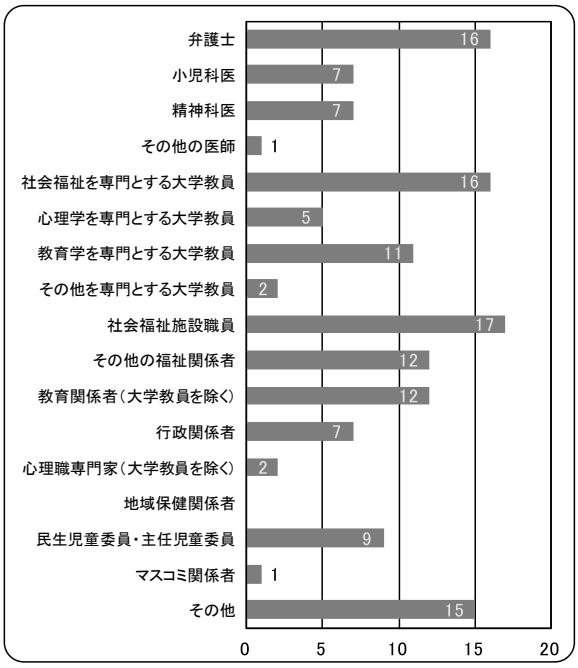

⑥その他の部会2

選択肢		度数
1	弁護士	9
2	小児科医	6
3	精神科医	3
4	その他の医師	2
5	社会福祉を専門とする大学教員	7
6	心理学を専門とする大学教員	1
7	教育学を専門とする大学教員	5
8	その他を専門とする大学教員	2
9	社会福祉施設職員	6
10	その他の福祉関係者	9
11	教育関係者（大学教員を除く）	7
12	行政関係者	4
13	心理職専門家（大学教員を除く）	1
14	地域保健関係者	1
15	民生児童委員・主任児童委員	4
16	マスコミ関係者	0
17	その他	5
	合計	72

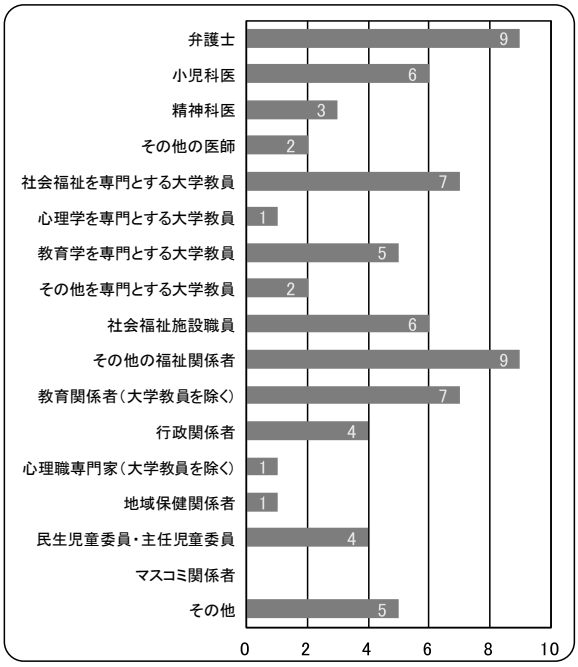

2-2）委員の選出方法について

	選択肢	度数
1	公募	13
2	学識経験者による推薦・紹介	29
3	前任委員による推薦・紹介	35
4	関係団体による推薦・紹介	60
5	庁内職責による選出	16
6	その他	3
	合計	156

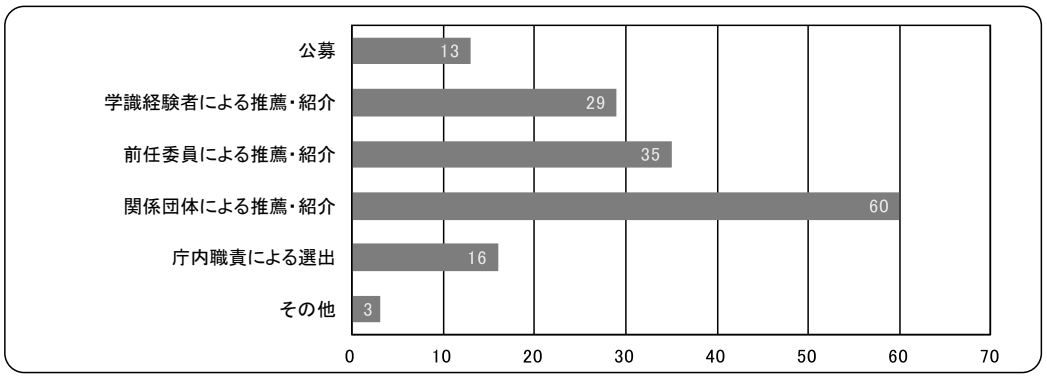

2-3)委員の選出について、困難な点はありますか？

	選択肢	度数	%
1	はい	14	21.9%
2	いいえ	50	78.1%
3	その他	0	0.0%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

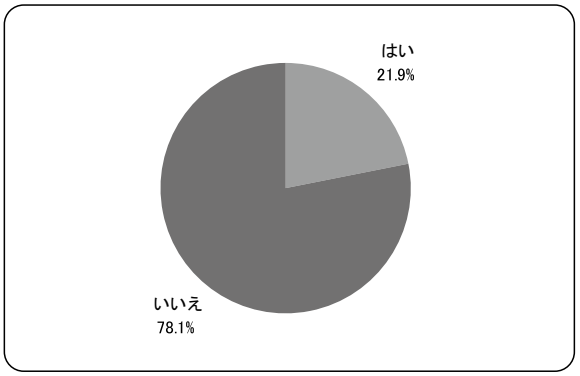

2-5）平成28年の児童福祉法改正により委員の要件について、「権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者」のうちから任命するとされましたが、法改正後に改めての選任をされましたか？

	選択肢	度数	%
1	はい	13	20.3%
2	いいえ	50	78.1%
3	その他	1	1.6%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

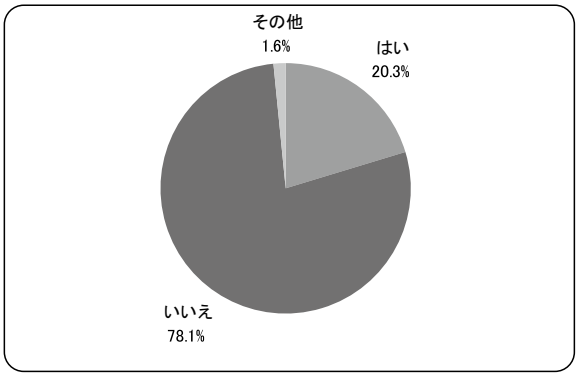

3）児童養護施設等の社会的養護の子どもたち及びその家族の意見を聴くための方法についてお聞かせ下さい。
ここで対象とするのは、家族と離れて暮らしており、現に生活する場所が里親家庭または児童福祉法第7条に定める児童福祉施設等、及び児童相談所一時保護所、一時保護委託場所、自立援助ホーム、ファミリーホームの子どもたち及びその家族です。

3-1）社会的養護を利用している子どもたちに、児童福祉審議会に申し立てできることを知らせていますか？
また子どもたちから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策を持っておられますか？

3-1)-1　社会的養護施設等入所児童

	選択肢	度数	%
1	はい	22	34.4%
2	いいえ	35	54.7%
3	その他	7	10.9%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

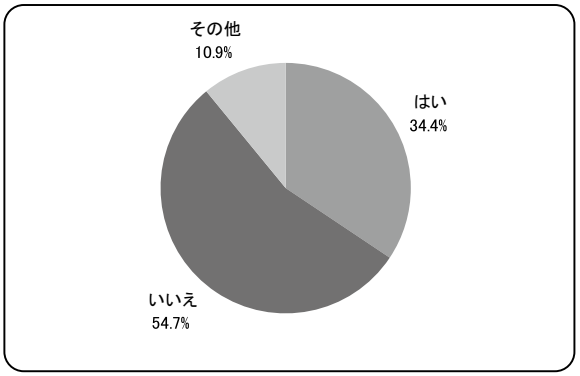

3-1)-2　里親委託児童

	選択肢	度数	%
1	はい	17	26.6%
2	いいえ	38	59.4%
3	その他	9	14.1%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

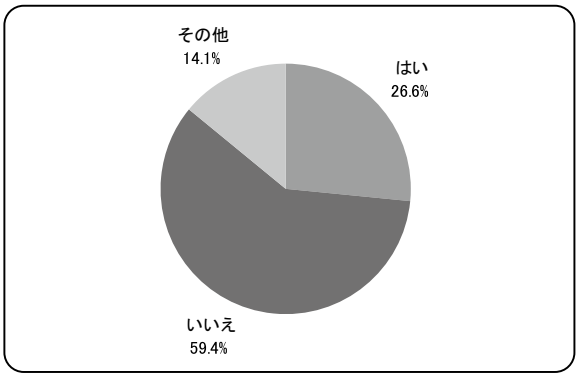

3-1)-3　児童相談所による一時保護児童

	選択肢	度数	%
1	はい	11	17.2%
2	いいえ	45	70.3%
3	その他	8	12.5%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

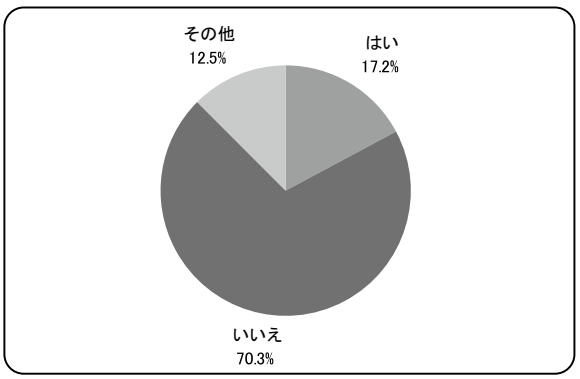

3-2）子どもたちから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策を持っておられますか？

3-2)-1　社会的養護施設等入所児童

選択肢		度数	%
1	はい	26	40.6%
2	いいえ	30	46.9%
3	その他	8	12.5%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

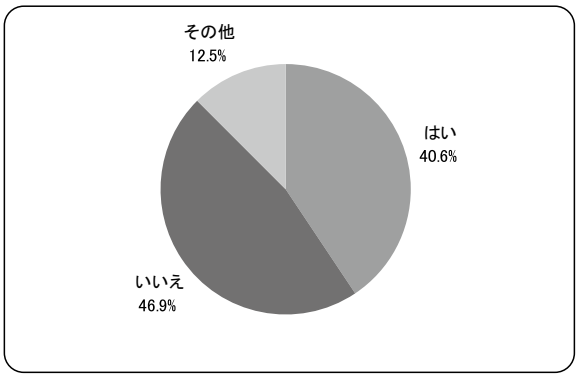

3-2)-2　里親委託児童

選択肢		度数	%
1	はい	20	31.3%
2	いいえ	34	53.1%
3	その他	10	15.6%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

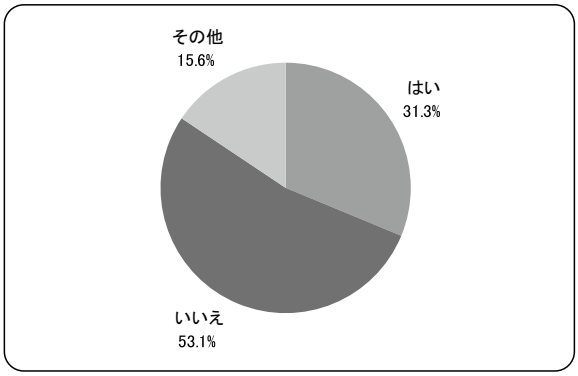

3-2)-3　児童相談所による一時保護児童

選択肢		度数	%
1	はい	14	21.9%
2	いいえ	42	65.6%
3	その他	8	12.5%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

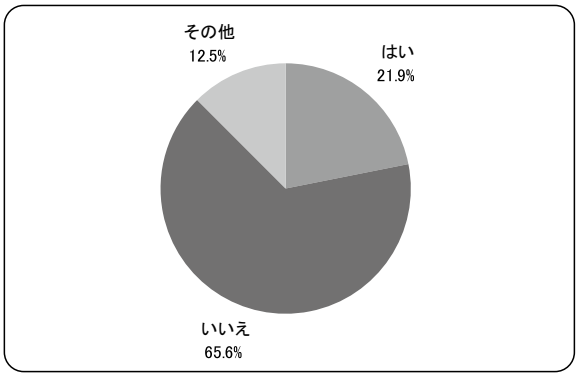

3-3）3-2）で子どもたちが児童福祉審議会に意見を申し立てる方策があるとお答えいただいた場合、それは、どのような方法でしょうか？

	選択肢	度数
1	施設や里親などの子どもたちに「はがき」を配布している	19
2	対応できる電話番号を伝えている	21
3	子どもの権利ノートに相談できる窓口を記載している。	30
4	児童福祉審議会の委員が定期的に施設や里親家庭を訪問している	0
5	児童福祉審議会の事務局担当者が定期的に施設や里親家庭を訪問している	2
6	その他	7
	合計	79

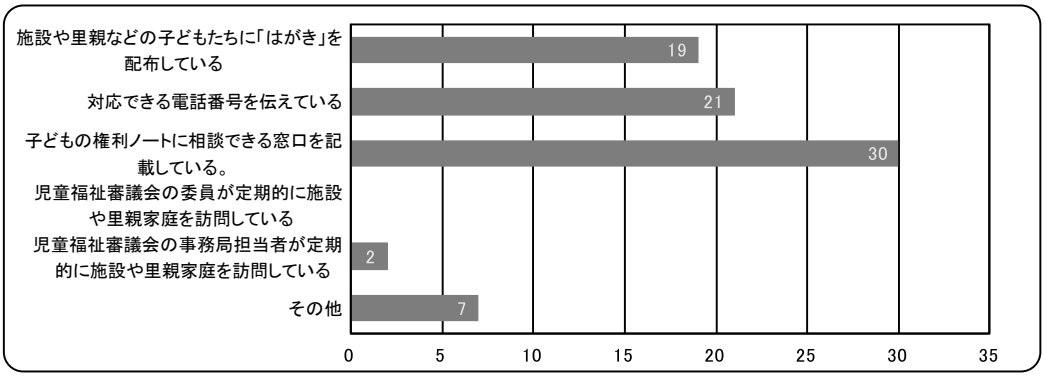

3-4） 3-3）で②の対応できる電話番号を伝えているとお答えいただいた場合、それはどのような電話番号でしょうか？

	選択肢	度数
1	児童相談所	18
2	児童福祉審議会の行政担当事務局	11
3	児童福祉審議会の専用電話	3
4	その他	4
	合計	36

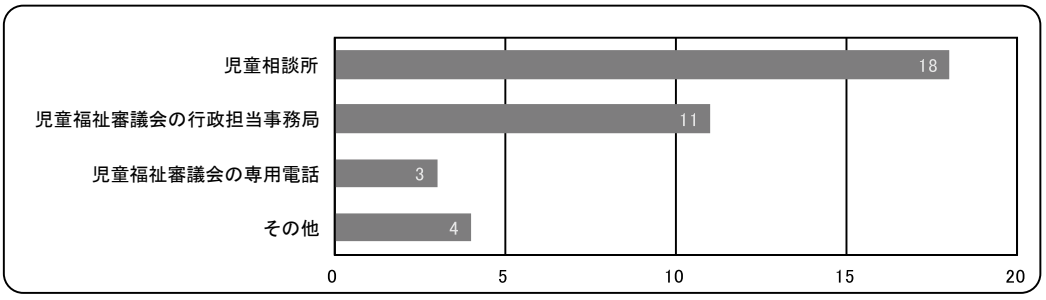

3-6） 3-2）で子どもから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策がないとお答えいただいた場合、それはなぜでしょうか？

	選択肢	度数
1	必要性がない	1
2	他のシステムで対応できている	28
3	必要と感じるが今後の課題である	7
4	その他	1
	合計	37

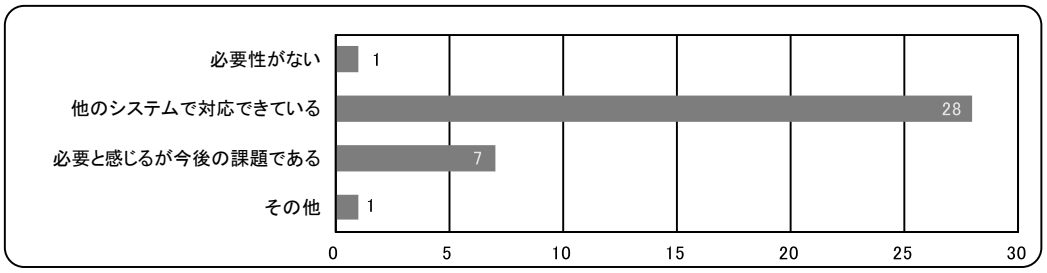

3-7） 3-6)で②の他のシステムで対応できているとお答えいただいた場合、それはどのようなシステムでしょうか？

	選択肢	度数
1	社会福祉協議会・運営適正化委員会の福祉サービス苦情解決の仕組み	4
2	各施設の苦情対応の第三者委員が適切に対応している	16
3	児童相談所による施設の定期的訪問	22
4	都道府県による監査指導	6
5	その他	13
	合計	61

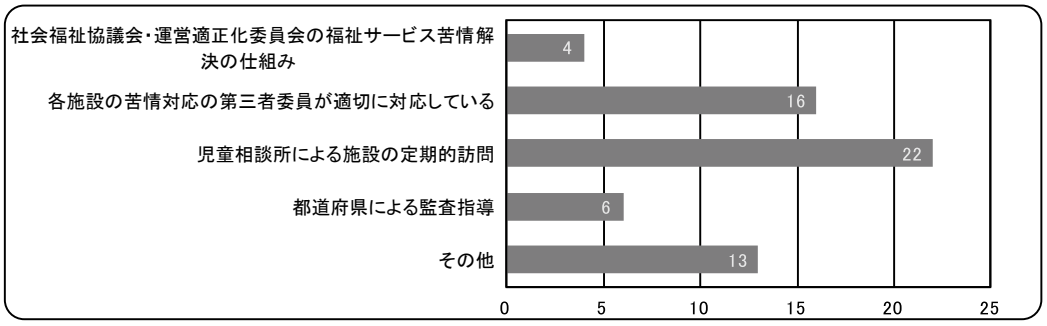

3-9） 平成28年度に児童福祉審議会に子どもたちからの連絡や相談はありましたか（被措置児童等虐待の届出を含まない）？

	選択肢	度数	%
1	はい	5	7.8%
2	いいえ	58	90.6%
3	その他	1	1.6%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

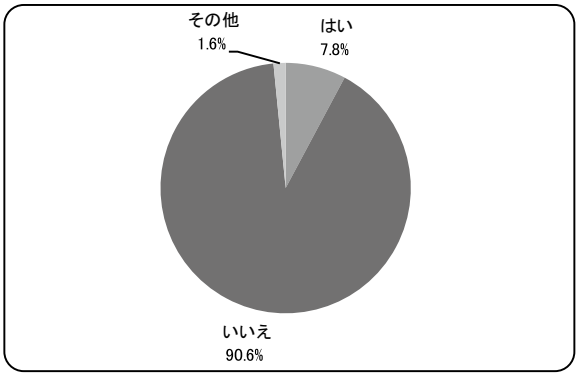

3-11）3-9）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どのような経路で連絡や相談がありましたか。

	選択肢	度数
1	はがき	3
2	電話	0
3	メール	0
4	SNS	0
5	事務局への連絡	0
6	児童福祉審議会委員の訪問時に	0
7	児童福祉審議会事務局担当者の訪問時に	0
8	その他	3
	合計	6

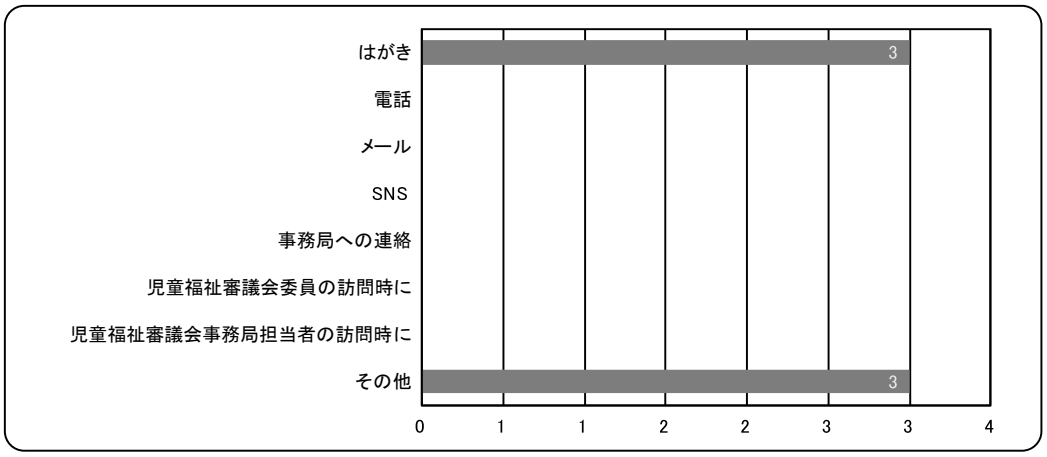

3-12）3-9）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どこが受け付けましたか？

	選択肢	度数
1	児童福祉審議会委員	0
2	児童相談所職員	2
3	本庁の担当職員	6
4	外部への委託	0
5	その他	0
	合計	8

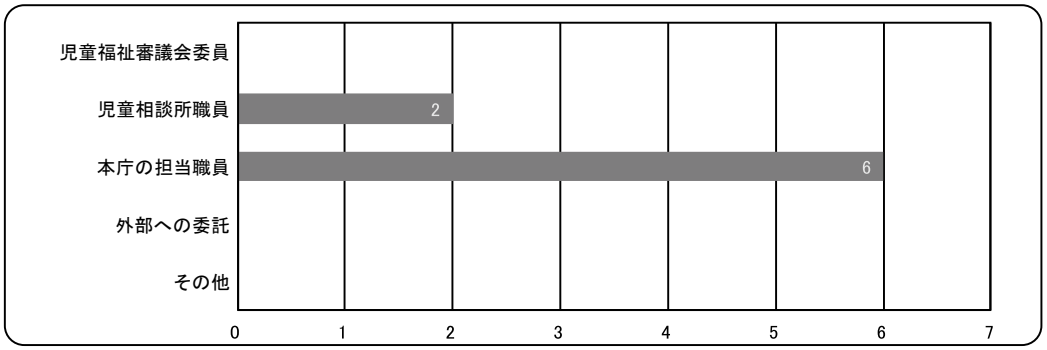

3-13) 社会的養護の子どもたちの家族について、児童福祉審議会に申し立てできることを知らせていますか？

選択肢		度数	%
1	はい	2	3.1%
2	いいえ	57	89.1%
3	その他	4	6.3%
4	無効回答	1	1.6%
	合計	64	100.0%

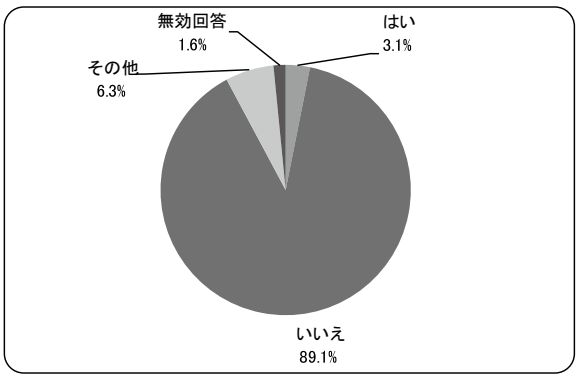

3-14) 家族から児童福祉審議会に意見を申し立てる方策を持っておられますか？

選択肢		度数	%
1	はい	7	10.9%
2	いいえ	53	82.8%
3	その他	3	4.7%
4	無効回答	1	1.6%
	合計	64	100.0%

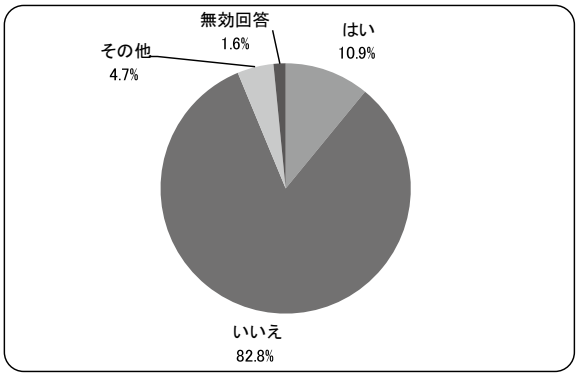

3-15) 3-14)で児童福祉審議会に意見を申し立てる方策があるとお答えいただいた場合、それは、どのような方法でしょうか？

選択肢		度数
1	家族に「はがき」を配布している	0
2	対応できる電話番号を伝えている	3
3	措置書などの交付文書に児童福祉審議会に申し立てできる窓口を記載している。	0
4	その他	6
	合計	9

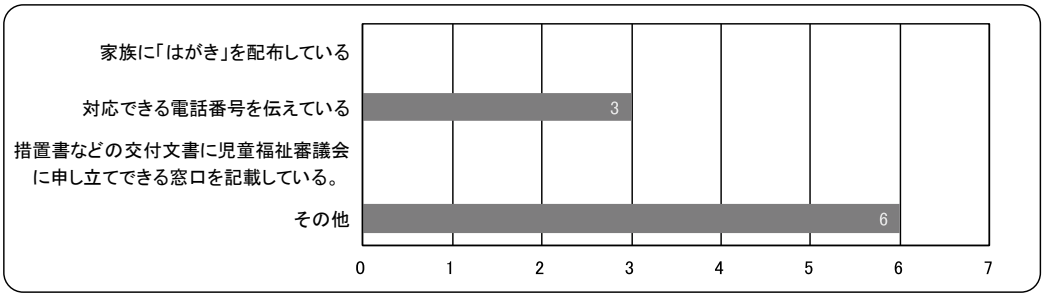

3-16） 平成28年度に児童福祉審議会に家族からの連絡や相談はありましたか（異議申し立てや不服申し立て等は含まない）？

	選択肢	度数	%
1	はい	1	1.6%
2	いいえ	52	81.3%
3	その他	1	1.6%
4	無効回答	10	15.6%
	合計	64	100.0%

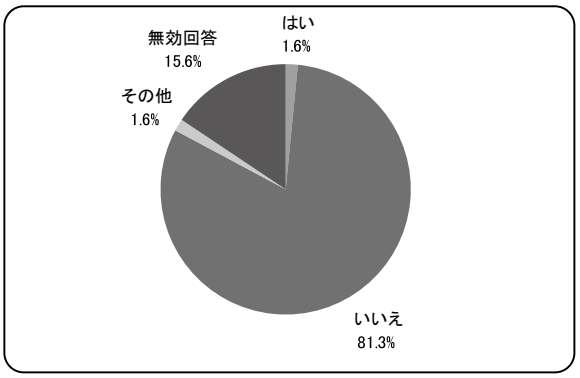

3-18） 3-16）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どのような経路で連絡や相談がありましたか。

	選択肢	度数
1	はがき	0
2	電話	1
3	メール	0
4	SNS	0
5	事務局への連絡	0
6	児童福祉審議会委員に直接	0
7	その他	1
	合計	2

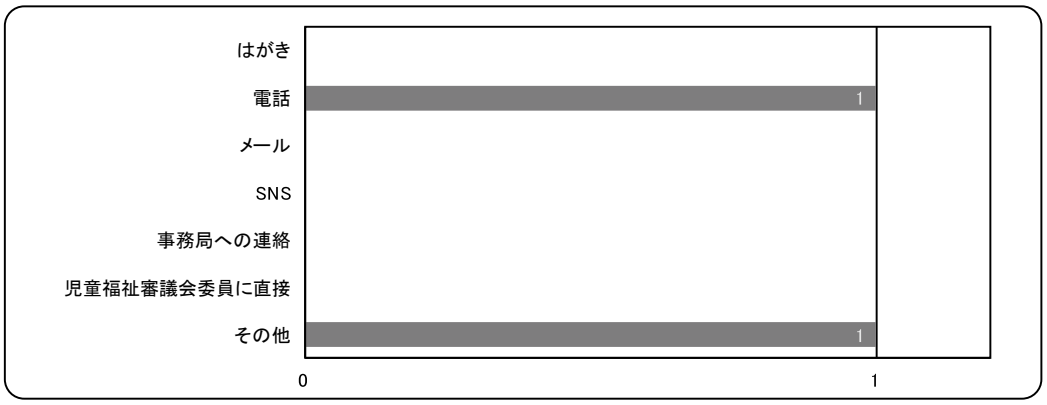

3-19） 3-16）で連絡や相談があったとお答えいただいた場合、どこが受け付けましたか？

	選択肢	度数
1	児童福祉審議会委員	0
2	児童相談所職員	0
3	本庁の担当職員	2
4	外部への委託	0
5	その他	0
	合計	2

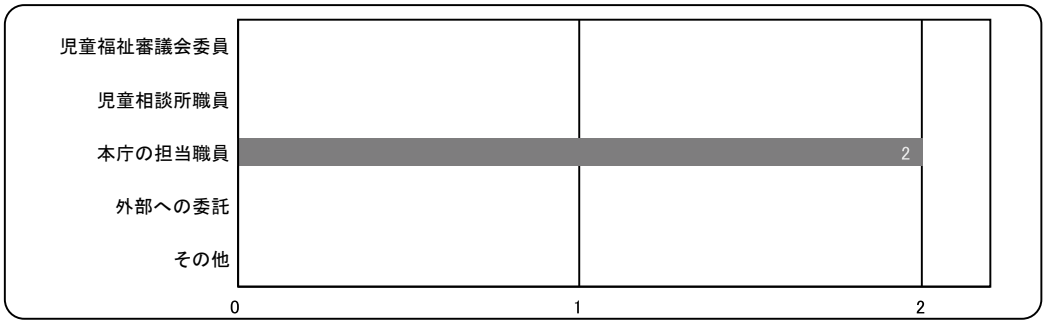

4）社会的養護の子どもたち及び家族の声に対して、具体的にどのように動いているかお聞かせください。

4-1）児童福祉審議会への子どもたちからの連絡・相談（被措置児童等虐待の届出を含まない）に対して調査をする仕組みがありますか？

	選択肢	度数	%
1	はい	19	29.7%
2	いいえ	38	59.4%
3	その他	7	10.9%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

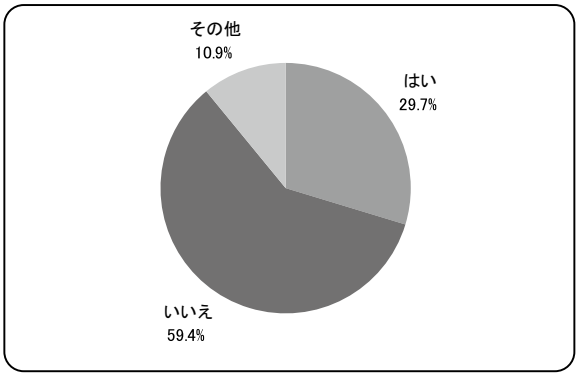

4-2）4-1）で子どもたちからの要請に基づいて、即時に施設や里親家庭・一時保護所等を訪問支援する方策を持っておられますか？

	選択肢	度数	%
1	はい	24	37.5%
2	いいえ	22	34.4%
3	その他	9	14.1%
4	無効回答	9	14.1%
	合計	64	100.0%

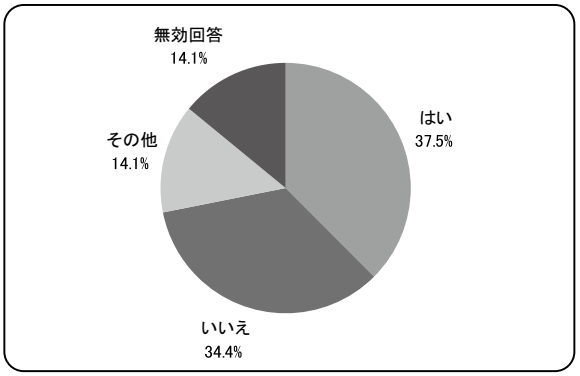

4-3）4-2）で即時に訪問する方策があるとお答えいただいた場合、誰が訪問していますか？

	選択肢	度数
1	児童福祉審議会委員	1
2	児童相談所職員	24
3	本庁の担当職員	12
4	外部への委託	0
5	その他	1
	合計	38

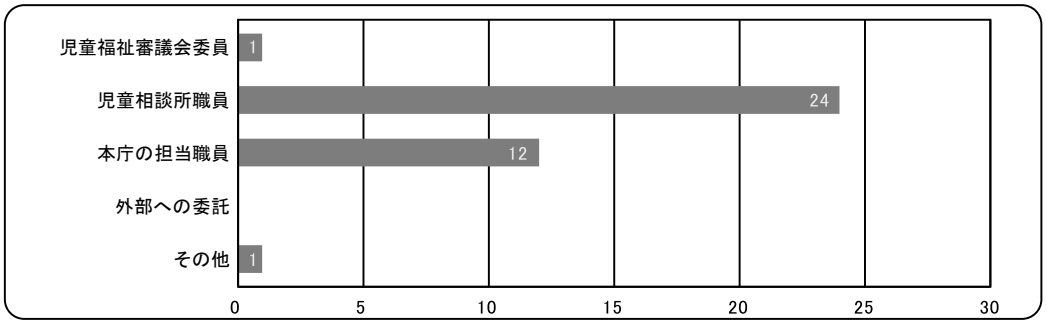

4-5） 児童福祉審議会への家族からの連絡・相談（異議申し立て、不服申し立てを含まない）に対して調査をする仕組みがありますか？

	選択肢	度数	%
1	はい	16	25.0%
2	いいえ	41	64.1%
3	その他	6	9.4%
4	無効回答	1	1.6%
	合計	64	100.0%

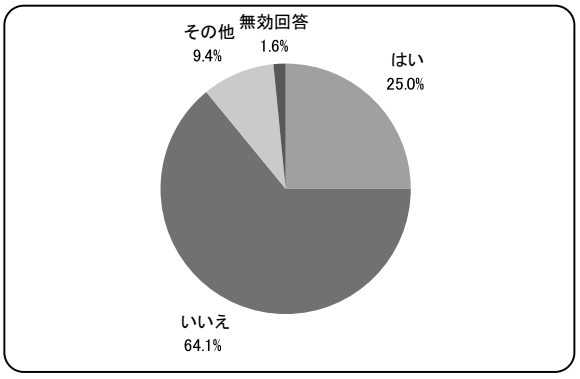

4-6） 家族からの要請に基づいて、即時に施設や里親家庭・一時保護所等を訪問支援する方策を持っておられますか？

	選択肢	度数	%
1	はい	24	37.5%
2	いいえ	34	53.1%
3	その他	4	6.3%
4	無効回答	2	3.1%
	合計	64	100.0%

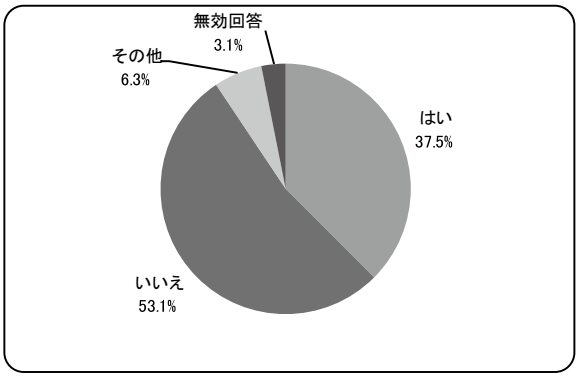

4-7） 4-6)で即時に訪問する方策があるとお答えいただいた場合、誰が訪問していますか？

	選択肢	度数
1	児童福祉審議会委員	0
2	児童相談所職員	23
3	本庁の担当職員	12
4	外部への委託	0
5	その他	0
	合計	35

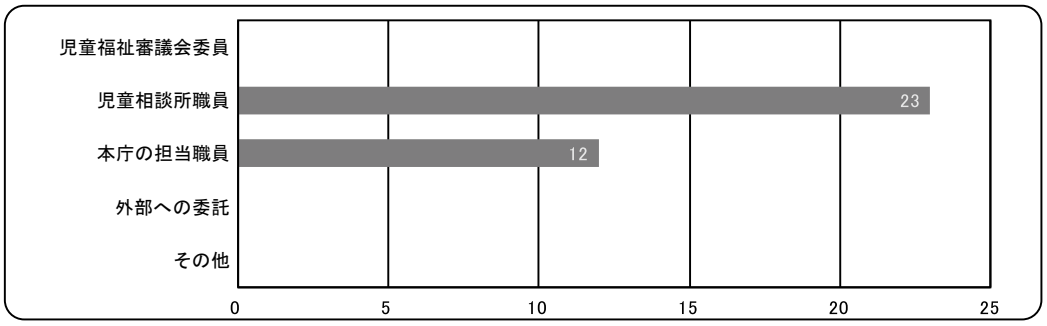

5）障害のある子どもへの支援についてお聞かせください。

5-1）平成28年度に児童福祉審議会に障害のある子どもたちからの連絡や相談はありましたか（被措置児童等虐待の届出を含まない）？

	選択肢	度数	%
1	はい	1	1.6%
2	いいえ	60	93.8%
3	その他	2	3.1%
4	無効回答	1	1.6%
	合計	64	100.0%

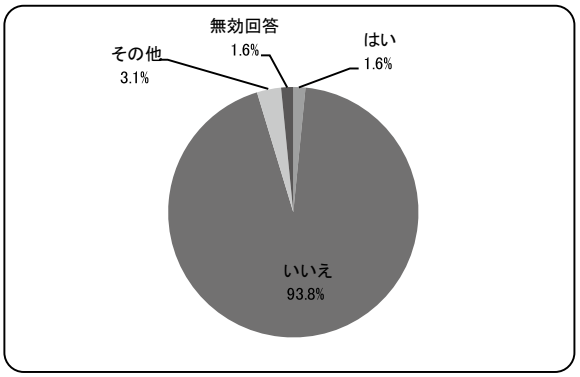

5-2） 障害児への権利擁護に関する広報または相談対応において環境整備や合理的配慮を行っていますか？

	選択肢	度数	%
1	はい	41	64.1%
2	いいえ	14	21.9%
3	その他	6	9.4%
4	無効回答	3	4.7%
	合計	64	100.0%

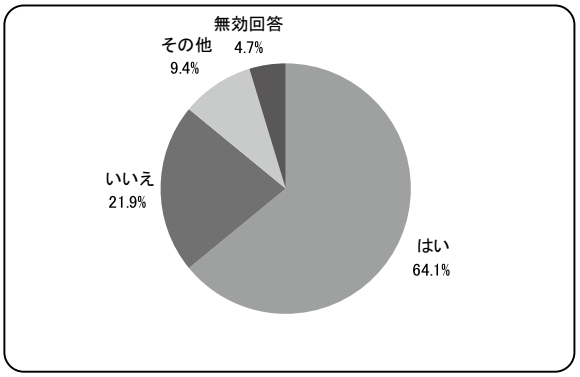

6）すべての子どもたちに関する意見表明や権利擁護の仕組みについてお伺いします。

6-1）家族と離れて暮らしているかどうかにかかわらず、すべての子どもたちが意見表明をしたり、その権利を擁護する仕組みはありますか？

選択肢		度数	%
1	はい	20	31.3%
2	いいえ	36	56.3%
3	その他	8	12.5%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	64	100.0%

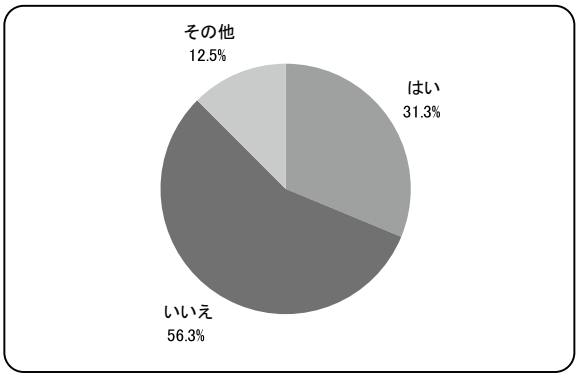

7）都道府県（所管地域）内において子どもの権利擁護を担っている団体・機関等の把握について

7-1）管内における子どもの権利擁護を担っている団体・機関等を把握していますか？

選択肢		度数	%
1	はい	41	64.1%
2	いいえ	22	34.4%
3	その他	0	0.0%
4	無効回答	1	1.6%
	合計	64	100.0%

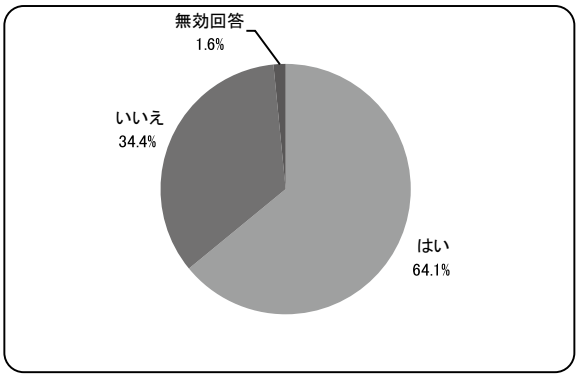

7-2）7-1）で把握しているとお答えいただいた場合、どのような方法で把握していますか？

選択肢		度数
1	調査を行った	1
2	届け出や連絡があれば把握している	7
3	具体的な相談や事例を通して把握している	18
4	個人的な情報把握	5
5	その他	14
	合計	45

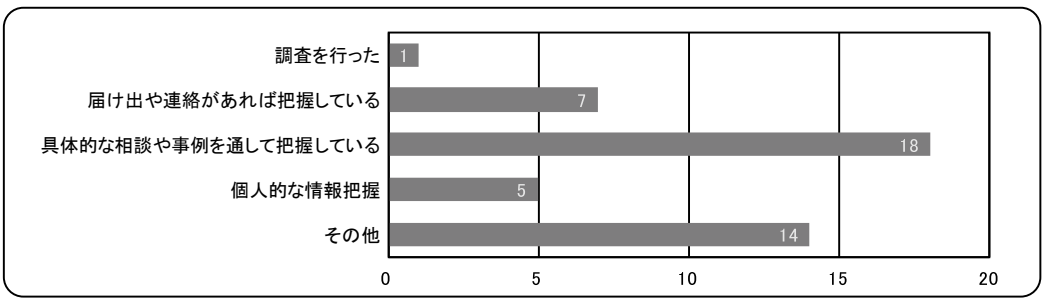

7-3）7-1）で把握しているとお答えいただいた場合、何らかの連携を行っていますか？

	選択肢	度数	%
1	はい	35	85.4%
2	いいえ	5	12.2%
3	その他	1	2.4%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	41	100.0%

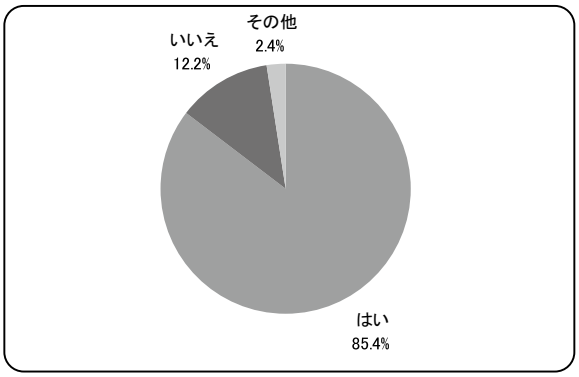

7-6）7-1）で把握していないとお答えいただいた場合、その理由はなぜでしょうか？

	選択肢	度数	%
1	必要がない	3	13.6%
2	必要と考えるが今後の課題である	15	68.2%
3	その他	4	18.2%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	22	100.0%

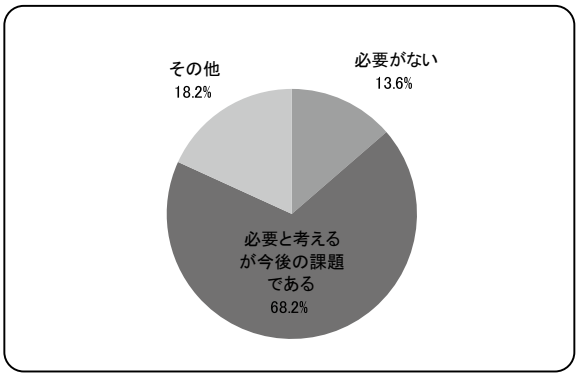

⑧　都道府県児童福祉審議会アンケート調査自由記述一覧

1-8)児童福祉審議会の運営に関して感じた困難性は？
多忙の委員が多く、数か月前に定めた日程又は定期日程以外での開催（日にち及び時間）は困難。また、委員には日中は自身の本業があるため、夜間開催が多くなる。
委員の日程調整が難しく、至急の案件では書面審議を行わざるを得ない場合がある。
委員の日程調整
委員の方が多忙のため、日程調整が難しい
事案発生毎に不定期で開催するため、委員の招集が困難。
常設でないため、緊急に答申等を要する事案が発生した場合の招集（持ち回り審議で対応中）
開催日程の調整
委員それぞれが専門の職（医師、弁護士、大学教授）に就いていることから、会の開催日程調整に苦慮している
委員が多忙なため、開催のための日程調整が困難なことが多い。
委員が多忙で審議会の日程調整が困難になっている
案件を部会に諮る必要が生じた時点から審議しなければならない期限までの日数が限られており、日程調整に苦慮している（入所措置等専門部会）。
委員の日程調整
委員の日程調整
・審議内容に関する専門性をもつた職員が常に配置されているわけではないため、運営において困難さを感じている。 ・部会の繁忙期と委員の仕事の繁忙期が重なるため、日程調整に苦慮している。

2-4)委員の選出について、どのようなことが困難か
職種のバランス。児童福祉分野に関しての知見。
年齢、職歴等のほか、業務の都合もあり、適格な人材確保が難しい

児童福祉行政に知見があり選出候補者となる学識経験者等は、多忙であることが多く、頻回に開催する部会について、参加の了承を得ることが容易でない。
適切な人材の確保
多忙な職種の委員の確保（特に医師）
専門性のある委員の確保。平日開催のため、なり手不足。
適任者に関する情報が少ない。
児童福祉施設の関係者は、児童福祉に関する有識者として貴重な意見を得られる一方で、被措置児童等虐待の関係では当事者となる可能性があり、委員への委嘱が適切かどうか検討する必要があると考えている。
任期満了に伴い、適任の委員を選出するにあたり、求められる内容を踏まえ選出をする必要があり、適任者自体を探すのが困難である。
○○○では「○○○審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき審議会委員を選任しています。当審議会委員には、高度な識見を必要としており、また、審議会の担当事務に密接な関連を有する団体からの推薦をいただいていますが、推薦いただく方は経験豊富な役職者が多いため、他の審議会との兼職も多く、この指針に沿うような委員を選任できていないため、委員任期（3 年）満期の際には選任に苦慮しています。＜委員の選任について（抜粋）＞1. 選任にあたっては委員の年齢構成等を踏まえ、可能な限り若者（概ね 39 歳以下の者）の登用に努めること。2. 同一人の在職は 10 年を超えないこと。3. 他の審議会との兼職は、4 審議会を超えないこと。
部会で審議する、児童福祉に精通する専門職、学識者の人材確保が難しい。
新たな委員の選出においては、委員の職種のバランス（同一職種に集中しないようにする）を考え、後任委員を探す必要がある。しかし、例えば大学職員であれば授業時間と部会との開催日時が重なり引き受けていただけないなど、現在の仕事との兼ね合いで断られることもあり、委員を探すのに苦慮する。 一定の知識等を有する方を推薦いただくにあたり、人選が難しく、また就任にあたっても、部会において事前準備や実際の審議にかなりの時間をとられる事情を説明すると敬遠されることがある。

3-8)子どもから児童福祉審議会に意見を申し立てる方策がない場合、必要と感じるが今後の課題であるという場合の課題
必要性は感じているが、今のところ未着手である。

・短期的な入所になるので、意見箱等で意見を収集。・権利ノート活用についても、今後の検討の予定。
児童養護施設の協力や理解が必要
システム構築の手順や進め方が課題、具体的な検討は今の所ない
里親委託児童・・・社会的養護施設等入所児童については、入所時に権利ノートを渡し、児童相談所あての権利侵害を受けた場合の連絡先、封筒などを渡しているが、里親委託児童の場合は年齢による説明時期の問題、権利ノートの内容修正等が必要であるため、対応方法を検討中。
児童相談所による施設の定期的訪問は実施しているが､児童福祉審議会に意見を申し立てるシステムの構築については課題である

5-3)障害児への合理的配慮を行っている場合の内容
障害児の有無に関わらず、児童の権利擁護について、24 時間 365 日対応のフリーダイヤルによる電話相談やメール相談をできる体制を整えている。
合理的配慮の一例として、施設等に入所する際に一人一人に配布する「子どもの権利ノート（児童の権利擁護の内容を記載したもの）」について、文字を大きめにする、ルビ（ふりがな）を振る、理解しやすいようにイラストを多用する、等の配慮をしている。また、配布するだけでなく、児童相談所職員がノートの内容を口頭でわかりやすく説明するなど、一人一人の特性に応じた配慮を行っている。
子どもの障害種別によって、面接室や相談を受ける手段に配慮し対応している。
・権利擁護体制の推進を図るため、虐待防止、権利擁護研修を実施している。この研修には虐待の通報や相談を受ける市町村の職員や障害児通所支援事業所等の従事者も対象としている。・〇〇〇権利擁護センターにおいて 24 時間体制で虐待通報を受理している。また、社会福祉士等による各種相談も行っている。
子供の権利ノートについて、全ての文章にふりがなをふるとともに、平易な言葉によるものを作成（小学生版）している。2 種類、中学以上、小学生
・重症心身障害児で来所相談が困難な場合、訪問相談で対応する。来所相談の場合は、車イスやバギーに乗ったまま相談を受けられるスペースを設けている。・〇〇〇ホームページによる広報では、図の説明も含め、音声読みあげソフトによる読みあげを可能にしている（視覚障害児、読字障害児等向け）。・聴覚障害や緘黙の児童には、筆談、文字盤やトーキングエイドの使用､市町村の手話通訳士や特別支援学級の手話を使える教諭の同席など、ケースに合わせて利用可能なツールや資源を利用している。

・障害者差別解消条例を平成 29 年 4 月 1 日に施行し、専任の相談員を配置した相談窓口を新たに設置。・「オール○○○」で障害を理由とする差別解消を推進するため、親の会等の障害児関係団体を含めた○○団体、事業者の参画により「障害を理由とする差別解消推進○○○民会議」を開催。・各種団体が開催する合理的配慮の理解促進に関する講演会等の経費に対する助成。
・児童相談所、建屋へのスロープの設置、多目的トイレ設置などを行っている。・相談対応等については、適宜合理的配慮及びプライバシーに配慮した対応を行っている。
○○○児童養護施設等の子どもの権利擁護部会で、施設を訪問し、児童から相談を受ける際には、個室で行い、各児童の特性に応じた聞き取りを行っている。
読み聞かせ絵本の権利ノートを作成し、発達年齢に応じて使い分けている。
・児童相談所にスロープ、エレベーター設置。・パンフレットや「子どもの権利ノート」にふりがな。・イラスト等による案内板で視覚的にわかりやすくする。
・障害者差別の解消に向けた相談窓口の設置、ハンドブック等の作成等に関する広報等。・相談支援従事者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等向け研修において権利擁護に関する内容の組み入れ、市町、事業所を対象とした障害者虐待、権利擁護研修の実施等。※いずれも障害児に限ったものではない。
「○○○における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、対応や配慮を行っている。
相談者の障害の特性に応じて、ケースバイケースで対応している。
○○○社会福祉協議会に権利擁護に関する相談窓口を設置等
事業者に対してオリエンテーションを行っている。障害者福祉サービスと共に研修を行っている。
障害者権利擁護センターや相談窓口を設置している
入所児童への個別対応等により、児童の意見等を把握できるよう配慮している。
・障害児入所施設の運営においては、本人の意向や適性、障害の特性などを踏まえた「入所支援計画」を作成しなければならない他、入所する障害児の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置するなどの体制の整備や、従業者に対する研修の実施をする等の措置を講ずるよう努めることが規定されている【基準省令】。・車いすを利用する方等が来所された際にも対応可能にするため、段差を減らし、エレベーターを設置するなどバリアフリー化している。また、車いす利用者でも可能なカウンターやトイレ、施設内に点字ブロックも設置している。・慣れない環境での生活となり、衝動的な行動をとる子ども達等に対応するため、クッション性の高い壁にすることや窓の開閉を調整し、安全の確保に努めている。・知的障害のある方の相談にも対応するため、必要に応じて紙に図等を書くこと、ゆっくり丁寧に繰り返し説明を行い、また内容の理解を確認しながら対応している。体調面に課題のある方に対しては、面接時に休憩時間を設ける等配慮を行っている。・児童養

護施設や福祉型障害児入所施設に入所する児童に対して配布する権利ノートについても、児童に合わせたノートを作成し、配布している。
・同性による介護。・入所時の権利ノート、意見用紙、封筒の配布、説明。・意見箱の設置
各種パンフレット（「支えあうまち、○○○ほほえみプラン」「障害者差別解消法啓発リーフレット」など）のルビ振りやイラストを用いた説明等、知的障害者に配慮した情報提供に努めている。
・障害児を含めた人権に関わる相談窓口一覧（パンフレット）を作成し、関係者へ配布するとともに関係機関の窓口等に設置。・障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し、個別相談に対応。
聴覚障害児の相談対応において必要に応じ手話通訳が可能な関係職員の同席を求めている。
心身障がい福祉センターや発達障がい者支援センター、児童発達支援センター等において、相談対応や医学的診断、療育支援などを実施している。
適切な処遇に繋がるように、相談対応に努めている。
障害者権利擁護センターと中央児童相談所が同じ施設内にあるので、障害児に関する相談がある場合、情報を共有し調査等を行うことができる。
定期的に施設訪問を行い、措置児童や施設から聞き取りをしている。
児童相談センターにスロープ等を設置するなど、設備面の整備を行っているだけでなく、障害を理由とする差別の禁止に関して、職員が遵守すべき要領の策定し、それに基づく対応を行っている。
車イスを利用する児童等に対しては、1階の面接室等で実施している
知的障がいがある入所児童に対して、別にリーフレットを作成し平易な表現、ルビをつけるなどしている
障がい児だけには限定されていないが、本○○○の取組は別添パンフレットのとおり
相談対応において、車いすでも問題ないようスロープを設ける等、物理的な環境整備に加え、児童の発達状況、障がいに応じて筆談、手話、ゆっくり話す等の対応を実施している。
子どもの知的能力に合わせて、子どもの権利ノートをひらがなのみの表記のものを用意したり、文章を読んでもらうときはルビをふったりしている

施設入所のケースについては、監査時において苦情解決責任者及び虐待防止責任者の選任や施設に相談できない内容についての外部相談先の教示の有無、虐待防止のマニュアルの策定の有無等を検査している。
○○○では、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる○○○づくり条例」を制定し、条例の趣旨の周知、啓発を行っている。条例制定と同時に、○○○障がい者差別解消、権利擁護推進センターを設置し、専門相談員による相談窓口を整備した。・条例を周知するパンフレットにふりがなをふるとともに、SP コードを付けている。
施設入所児童に対し、配布する権利ノートの中で、ルビを振るなど、配慮を行っている。また、相談の対応については、障がいに応じた対応ができるよう、個別対応を心掛けている。

6-2)すべての子どもたちが意見を表明したり、その権利を擁護する仕組みがある場合の仕組み
○○○内小学校在籍児童を対象に、子どもの権利擁護・虐待防止啓発を目的に相談窓口等一覧を掲載したカードを作成し、配布している！
○○○子ども・子育て支援条例（平成 18 年○○○条例第○号）に基づき、○○○子どもの権利擁護委員会を設置している。また、24 時間 365 日対応のフリーダイヤルの電話相談やメール相談ができる体制を整えている
児童相談所における権利擁護のための活動等、様々な施策により取り組んでいる。
○○○子どもの権利擁護委員会
○○○では、平成 10 年 10 月より、子供の権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」を設置した後、5 年間の試行期間を経て、平成 16 年度から○○○の事業として「子供の権利擁護専門相談事業」を開始。本事業の目的は、子供への虐待、いじめ、体罰などの権利侵害への具体的な対応等を行うことにより、子供の福祉向上を図ることとしている。事業の内容は、①子供自身や周囲の人達から、権利侵害などに関する相談を受け対応。電話やはがきによる相談の受付体制を整えている。また、対応するための専門員を置いている。②必要に応じて○○○児童福祉審議会に事案の付議を求めることができる。③子供自身や都民などへの広報活動。④メッセージダイヤルを設置して、子供からのメッセージを受け付ける、等。
社会福祉法人の第三者委員による苦情解決の仕組み、行政としてはない
相談窓口の周知（児童相談所、児童虐待・DV24 時間ホットライン、○○○子ども支援センター）

社会的養護の児童についてはこどもの権利ノートを配布して相談窓口等を知らせている
・電話相談の窓口。・入所児童への権利ノート配布。
・各児童相談所において、子ども自身からの相談に応じている。・〇〇〇内各庁舎に人権相談窓口を設置し、〇〇〇民からの来所相談に応じている。
児童相談所が、児童福祉法に基づき、児童に関する様々な問題について、家庭や学校などからの相談に応じ、子どもの健やかな成長を助ける専門の相談機関として、必要に応じて相談や検査等を行っている。
・施設入所等の児童については権利ノートの配布等により権利擁護を図っている。・一般的には、電話相談専用のダイヤルを設置するなどにより権利擁護を図っている。
〇〇〇行政機関としては、児童相談が子どもからの相談にも応じ、必要な対応（権利の擁護も含む）を行っている。
公的第三者機関「子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」を〇〇〇が設置し、子どもに関する相談に幅広く応じ適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの救済申立て等に基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行っている。
施設等で設置している意見箱、子ども会議の開催など
子どもの権利条例を制定しており、子どもが相談できる機関として子どもの権利相談室を設置し、子どもの権利相談員と子どもの権利救済委員（学識、弁護士）を配置し、相談を受け、必要に応じて救済できる体制を整えている。
・こどもの権利ノートとはがき（切手付）の配布。・施設内に意見箱の設置。・市長への手紙
支援を要する子どもに対し、要保護児童地域支援協議会において、子どもの最善の利益を考えた支援を行っているほか、こども総合相談センターにおいて、さまざまな相談に対応しており、人権侵害に関して勧告を行う法務局とも必要に応じて連携を図っている。
下記（1）～（2）を目的として「〇〇〇子どもフォーラム」を開催している。平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 ヶ年で全小中学校で開催した（平成 29 年度以降は、希望する学校での開催）。（1）児童生徒と保護者・地域のおとなの方への「児童の権利に関する条約」の周知（2）おとなを交えた会における子どもの意見表明の機会の確保
児童福祉法第 27 条 1 項 3 号により施設へ措置された児童に対して、子ども自身の知る権利等について記載された「〇〇〇子どもの権利ノート」を配布するとともに、施設での悩みや不安、困りごとを児童福祉司等に相談するためのミニレターを配布し、子どもの権利擁護を図っている。
施設入所時にパンフレットを用いて説明している
子どもの悩み相談フリーダイヤルを設置し、24 時間体制で受け付け

施設入所児童においては、○○○庁主管課へ直接意見を届ける仕組みがある。

6-3)今後すべての子どもたちの意見表明、権利擁護を考えた場合の課題
子ども達の意見表明や権利擁護について､相談に応じたり権利の侵害から子どもを救済するために必要な調査等を行っても、救済のための実行力があるわけではないので、法律により何らかの力を担保する規定が必要と考える。
子どもたちの意見表明に対して即座に対応できるシステムの構築
・受付窓口をどこにするか。・受け付けた後、どのような手順で、誰が調査、評価、指導をするか。・指導後の進行管理を誰がどのようにするか。
子どもの権利擁護については社会全体の責務として、啓発活動を進めていく必要がある
全ての子どもにその仕組みを知ってもらうための広報(カードの配布等)が不可欠である。また子どもが利用しやすいあらゆる媒体を用いる仕組みが求められる
特になし
意見表明の場の確保、対応する仕組みづくり
①子どもオンブズマンなどの独立した第三者機関の設置。②その設置にあたり、担い手、機関の運営方法、予算、行政機関、教育機関、児童福祉施設、その他関係機関との連携方法など具体化すべき事柄が多いが、全国的にも例が少ないため、具体化することが困難。
まず第三者機関をどのレベルで設置するのか（国レベルか、地方レベルか）
子ども達の身近な場所で相談や意見表明ができる仕組み作り
・自分の意見を伝えてもよいこと、自分は権利の主体であるということを子ども達に認識してもらうための方策。・子どもの意見を聞き取る技術、方法の質的向上。・子どもがアクセスしやすい方法（メール、LINE など）による対応方法の検討。
・認められる権利等の具体的な範囲。・効果的な周知方法や周知先等の検討。・教育機関との連携等。
複数部署に関わるような内容の場合の対応など
子どもに寄り添い意見を聞き取り、対応する専門職員の配置が必要と考えるが、専従できる人の確保が困難
対象児童をすべての子どもとした場合、相談内容は多岐にわたる可能性があるため、対応する者に対して､幅広い知識とスキルが求められ､また対応する者を増員する必要があり、人員の確保が難しい。
子どもにとって相談しやすい窓口の設置方法について工夫が必要

大人や子どもが、子どもの権利擁護について学習する機会が少ない。
子ども家庭福祉の現場において、児童相談所の一時保護や措置に対して親は争う手段をもつが、子どもにとってその手段はほとんど無い状態であり、子ども自身もしくはその声を代弁しようとする関係機関の意見が適切に反映されずに危険に陥っている事例も少なからず存在する。このことより、自分から声をあげられない子どもの権利が確かに保障されているかを監視するための第三者性を有する機関の設置が求められる。
窓口等の有無、どのような話を聞いてもらえるのか等について、わかりやすく周知すること。
・子ども達が表明する意見等が、真にその子の意見なのか（第三者の意見等が影響していないか）の見極め。・「すべての子どもたち」となると重度障害児や言語表現が未発達な児童の意見表明をどう保障するか。
特になし
検討中
財源、人的配置
・すべての子どもたちを対象とした場合、意見を表明する権利があるということをどのようにして伝えるか、方法が難しい。・子どもの権利よりも親の親権が優先される風潮があり、権利擁護の弊害となっていることが問題と思われる。・子ども達が自分の権利を学ぶ機会を適切に準備すること（それを教える親への教育の必要性）。
意見表明の仕組みづくりや対応窓口の整理、設置、広報のあり方など様々な点において整理が必要と考える。
・意見集約の仕組みとその周知。・既に子どもの権利擁護に関する相談窓口が複数あるので、それぞれの窓口とのすみ分けも必要。
子ども達が使うコミュニケーションツールの変化（電話から SNS へ）に伴い、子ども達が気軽に相談等できる方法について、調査・研究が必要である。
・関係機関間の連携、役割分担（縦割りな「押し付け合い」となる懸念がある）。・意見表明の前提として、権利の定義付け（重点的に取り扱う範囲）。・子ども達がその「権利」を学ぶ機会の確保が必要となる。・意見を表明できない大多数の子どものフォローが必要となる。
人権教育の必要性。ただし、自分で意見表明できない児童について、どうしたら良いかという課題が考えられる。
家庭で生活している子どもの意見表明の機会の確保とその方法の周知に課題がある。
すべての子どもたちの意見表明、権利擁護を保障する方法やツールがない。
一つの部署・機関で対応するとした場合、様々な課題を有する子どもたちに対応できる職員の確保、養成が難しいのではないかと思われる。

・「子どもの権利」について、子ども自身への周知及び理解の促進。・子どもが意見表明をしやすい環境づくり。・子どもの年齢や成熟度に鑑みた意見の正当性の判断。
体制作り
子ども達の身近なところにあって、いつでもどんなときにも子ども達が意見を述べられる、または大人が手をさしのべられる環境の整備
・児童福祉審議会は常設ではないため、子どもたちから連絡や相談があった場合にどこが対応するのか不明。・子どもの権利を擁護する第三者機関には、子どもの連絡や相談を調査する機能と是正勧告が必要。
・受付られるキャパシティが不足。・教育や労働といった他の行政窓口との整理。
子どもからの意見表明があった場合の聞き取り、事実確認の仕方、対応方法などの仕組みをどう作っていくか
福祉や教育と言ったジャンルを越えた様々な対応が必要とするため、専門性の高い、子どもの権利擁護に特化した第三者機関等の設置が必要。
・研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上。・子どもの権利についての学習会の充実。・子ども主体の自治会の開催。
子どもの抱える問題は多岐にわたるため、総合的に対応できる機関とする必要があり、そのための調査等にかかる事務局体制（専門性と人員）の構築。

6-4)今後児童福祉審議会で権利擁護を担う必要がある場合の課題
子ども達の意見表明や権利擁護について、相談に応じたり権利の侵害から子どもを救済するために必要な調査等を行っても、救済のための実行力があるわけではないので、法律により何らかの力を担保する規定が必要と考える。
子どもたちの意見表明に対して即座に対応できるシステムの構築
児童福祉審議会は子どもの福祉の増進に重要な役割を担っているが、それだけで子どもの意見表明や権利擁護までを担いうるものではないと考えている。
児童福祉審議会での対応となると、当〇〇〇では、子どもの権利擁護について同等の制度の重複等を整理する必要がある。
子供自身の意向、保護者の意向、あるいは当該家庭に関わる関係者・関係機関の意向が様々に交錯する場合も踏まえ、何が子供にとって最善の利益となるかを総合的に判断するために、どのようなプロセス（誰が、どのような段階で、どのような根拠で等）で、確認・判断していく仕組みを作っていくのかという課題。
窓口や仕組みづくり
・公平性、専門性の高い委員の確保。・子どもの意見を、地域性等から生じる差がなく拾

いあげるための仕組作り。・具体的な運営方法、関係機関との連携などの仕組作り。
子どもからの連絡、相談をどこが窓口となって受け、審議会でどのように実効性のある対応を取り得るか。現状の審議会の機能とのギャップが大きい。現状でも委員の日程調整に難航しており、即座の対応をとることが難しい。
児童福祉審議会についての周知（どのような役割を果たすのか、相談窓口など）
・審議会の開催回数が限られるため、タイムリーに対応できるかどうか。・最終的に子どもが何を求めているかによって、審議会で扱うことが有効かどうかの判断が分かれるのではないか。
・審議会で扱う案件の内容や範囲が不明確。・調査審議する時間や人の確保等。
審議会でどのような事項を審議するのか
審議会が子どもの意見を受け入れる手法の検討や審議会の運営についても改善が必要（時間、予算、人材）
対象児童をすべての子どもとした場合、相談内容は多岐にわたる可能性があるため、対応する者に対して、幅広い知識とスキルが求められ、また対応する者を増員する必要があり、人員の確保が難しい。
子どもにとって馴染みやすいものとなるよう周知、啓発が必要
調査が必要な場合、その費用
具体的なケースについて実情をより正確に把握し、児童自身の権利を擁護していくことが必要であり、児童や家族本人から意見を聴くことができることとされたため、委員にはより高い公平性が求められる。
・子ども達が表明する意見等が、真にその子の意見なのか（第三者の意見等が影響していないか）の見極め。・「すべての子どもたち」となると重度障害児や言語表現が未発達な児童の意見表明をどう保障するか。
特になし
児童福祉審議会に意見を申し立てることができることを周知する必要がある。
財源、人的配置
・委員の日程調整がある為、意見表明後に早急に開催する事が難しいと考えられる。・審議会に子どもが１人で来て自分の意見を述べる場面が想定できない。・子どもと審議を結びつける第三者等のシステムが必要と思われる。
・法改正等の課題。・何を児童福祉審議会で取り扱うのかを明確にする必要があるのではないか。
・事務局の体制強化（現在の業務の対応のみで手が回らない状況）。・会議開催回数の増に伴う委員の負担軽減。

既に独自で子どもの権利擁護する機関を設けている自治体等においては、児童福祉審議会で権利擁護の機能を担う仕組みを設ける場合に、それぞれの役割や扱う範囲をどのように整理するかが課題になると思われる。
・関係機関間の連携、役割分担（縦割りな「押し付け合い」となる懸念がある）。・意見表明の前提として、権利の定義付け（重点的に取り扱う範囲）。・子供達がその「権利」を学ぶ機会の確保が必要となる。・意見を表明できない大多数の子どものフォローが必要となる。・事業の調査、関係機関との調整、是正の要請等、権利擁護、救済のプロセスに係る迅速性の確保（合議体であるため専門性や公正性などは確保できるものの、迅速な対応のためには調査委員の指名等が必要と思料される）。
児童福祉審議会において対応する場合、審議会事務局の体制整備や審議会に調査や救済措置などに必要な権限を付与する法整備が必要と思料します。
業務案件が膨大になる。審査時間に限りがある。
児童福祉審議会は開催回数が少なく（28 年度は開催されず）、専門部会についても開催予定日時が決まっていることから、速やか且つ柔軟な対応を行うことに課題がある。
○○○では、児童福祉審議会にそのような機能がないため、システム作りから必要である。
審議会の委員だけでなく、専門性を有する職員の配置を含めた事務局体制の整備が必要となる。
子どもが自ら相談することは、必ずしも容易ではないため、子どもの権利擁護に疑義をもつ関係機関が代弁できる仕組みが必要
体制作り
児童福祉審議会の目的の変更や、子ども達が意見表明できるように、また子ども達の権利擁護を行うための環境や体制の整備が必要である。
児童福祉審議会で審議する前に、入ってきた連絡や相談の事実確認等、調査が必要となるため、現在の人員では実施は困難
施設入所児童の権利擁護については、現在の仕組みを活用することができるが、在宅支援を行っている児童等を含め、「すべての子ども」を対象とする場合、以下の 2 点の課題が考えられる。①対象者の範囲の広さ。②在宅支援の場合、児童福祉司等による面接以外で、どのように児童の意見表明を受けるか。
行政の事務局体制が手薄であるため、拡充が必要
・被虐待児童の審議案件の件数が多く、時間的余裕がない。・各委員も多忙なため、回数や時間を増やすことは困難である。・第三者的立場で、子どもの意見を弁護士が聞き取るなどの対応がとれないか。
児童福祉審議会事務局の体制整備（専門性の確保・人員配置等）

措置中の児童間の人権侵害事案をどこまで児童福祉審議会にあげるのか線引きが難しい。
子どもの抱える問題は多岐にわたるため、総合的に対応できる機関とする必要があり、そのための調査等にかかる事務局体制（専門性と人員）の構築。

7-4)所管地域内で団体・機関等と連携している場合の連携内容
必要に応じて会議等を通じ情報共有を図っている。
児童虐待に関する連絡会議を設置しており、その会議の中で情報交換している。
相談者に対し適切に案内できるよう、必要に応じて情報交換等している
○○○要保護児童対策協議会の構成員として参加
団体・機関から連絡、情報提供があった場合、○○○の事業として取り組んでいる「子供の権利擁護専門相談事業」についても、団体等の活動の中で、○○○民へ広報・周知してもらっている。
年に１回、児童相談所課長会議で連携会議を実施
要対協会議の開催の他、必要に応じて弁護士へ児童相談所が相談できる体制を整えている。
・個別の事例について、団体等から児童相談所に連絡が入り、連携して対応することがある。・家族再統合支援事業の委託
連絡会等を開催し、情報の共有を行っている。
研修会の講師の依頼
個別の照会・依頼事項等について必要に応じ対応している
・相談電話の委託。・啓発等のイベント
知事の附属機関として設置した､○○○子ども若者審議会○○○児童養護施設等の子どもの権利擁護部会において、委員の委嘱を行っている。
・権利ノートにおいて相談先として記載。・審議会委員として参画いただいている。
・児童虐待防止推進月間等の広報、啓発活動の後援。・施設入所児童や施設職員へのCAPプログラム実施。・トリプルＰの実施。
研修会・行事への参加
児童虐待防止推進月間における取組、イベント等における広報・啓発等において連携
必要に応じて児童相談所から派遣を依頼している
年１回、関係機関・団体が出席する会議を開催し、虐待件数や子どもの権利擁護に関する取組等の情報を共有している。
○○○事業の共催、後援等の協力や受託先として連携している。

・当該機関は、○○○要保護児童対策地域協議会の構成関係機関となっている。・当該機関が開催（年2回）する「子どものための相談窓口連絡会議」に、児童相談所が参加機関となっている。
研修講師の依頼等を通して連携
保育園・幼稚園向けのワークショップを委託している。
・虐待についての情報共有。・計画相談事業所としての相談依頼。・成年後見、未成年後見についての相談。
支援を要する子どもに対し、要保護児童地域支援協議会において、子どもの最善の利益を考えた支援を行っているほか、こども総合相談センターにおいて、さまざまな相談に対応しており、人権侵害に関して勧告を行う法務局とも必要に応じて連携を図っている。
要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために、関係機関によるネットワークを構築し、当該児童等に関する情報や考え方を共有し対応している。
審議会（○○○子ども子育て支援協議会）への参加
・児童相談所への弁護士配置事業。・都道府県要保護児童対策協議会構成機関。
児童虐待防止推進事業の委託先として
児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき○○○が設置している、要保護児童対策協議会に構成員として参加して頂き、要保護児童の早期発見及び適切な保護、又は要支援児童もしくは特定妊婦への適正な支援を図っている。
○○○弁護士会から○○・○○・○○・○○こども家庭センターへ月2回、弁護士を派遣頂き、こども家庭センター職員に対して子どもの権利擁護を遵守し、専門的対応力を向上させるためご指導いただいている。
毎月開催される会議にオブザーバーとして参加している。
要保護児童対策地域協議会の構成員の1つであり、会議で児童虐待防止に関するご意見を頂くなど、連携を図っている。
虐待防止についての○○○民講座等についての後援名義等、こどもの権利擁護にかかる活動を後方支援している。

厚生労働省公募調査研究事業
平成２９年度子ども・子育て支援推進調査研究事業研究課題９
「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」
調査研究報告書

発行日　2018 年 3 月 28 日
発行者　公益社団法人　子ども情報研究センター
〒552-0001　大阪市港区波除 4-1-37　ＨＲＣビル 5 階
Tel: 06－4708－7087